

『菊池風土記』卷一 註釈

【凡例】

- 一、『菊池風土記』本文は、熊本県立大学附属図書館蔵中島真親奥書本を底本とし、不審箇所については肥後文献叢書本、東洋文庫蔵写本、国立公文書館内閣文庫蔵写本、太宰府市文化ふれあい館市史資料室寄託大江田家本を参照した。ただし大江田家本は巻頭に欠失があり、対照できたのは「内裏杉」の項の記事からである。
- 一、熊本県立大学蔵本の巻一、巻二については、別に影印を熊本文化研究叢書第九輯として刊行する。
- 一、底本の面移りごとに「を付して示し、行移りなどは底本のままとはしていない。
- 一、仮名遣い等は底本のままとし、歴史的仮名遣いへの統一はしていない。
- 一、重要な本文異同については、註において触れた。
- 一、本文は適宜区切りのよいところで切り、註を付すようにした。
- 一、引用・参考文献の一覧は別に示した。
- 一、序のみは、擬古文で意味をとりがたいと考え、「大意」を付した。
- 一、漢詩文については訓読を示し、訓読中に簡単な語釈を補うにとどめた。解釈には山田尚子氏をたびたび煩わせ教示を得た。
- 一、註釈に際しては、大島明秀、米谷隆史各氏に資料面その他で多くの教示を得た。註釈の上での責任は鈴木が負うものであるが、記して御礼としたい。
- 一、本註釈は JSPS 科学研究補助金基盤研究 (C) 『菊池風土記』の註釈的研究 (課題番号：24520228) による研究成果である。

【本文】
菊池風土記序

纏向の日代の宮しらす

天皇^一のあまざかるひな治め^二にと巡りましゝ比、御船より八代の海つらを見さけ^三給ふ。折しも沖にもゆる火あり。こをみてとはせ給ふに、しらぬ火となんこたへて、ひの国の名はじまれりける。はた穴穂の宮しらす

天皇^四の御代には、国^五の境を立給ひ、元明天皇の御代に至りては、郡郷の名もさわに分れにけらし^五。夫より東肥^六の事、世々の文にもせつ。くたちて^七、元弘の比^八には、しなとの風^九さはがしく、わたつみの波あらびて^{一〇}世の中しずかならざりしかば、やすみしゝ我大君^二も、御^三こゝろをよしのゝ山に幸まし^三、ゆつ岩村に宮柱立給ひ^三、とふとき御いすも^四、よもつ海^五には及ばざりければ、いすくわしくじらなすまくらども^六、きほひ起てまつるわず^七、かんだから^八をあなどり、みかどおがみするてふ事はわすれにける中に、あが^九菊池のやから^{一〇}ぞ、其ま^{一一}こゝろのまめなる^{一一}。石こがねをつらぬき、代々にいさをしを立て^{一二}、おほきみにつかえまつり、西の海たいらくやすらけく^{一三}、いすになひきし事も、みづがきの久しく有けらし^{一四}。あれ^{一五}今おもふに、いそのかみ^{一六}いにしへを去事遠くしなれば、くさゝの事も、あるはたへあるはほろぶ物にしあれば、菊池の郡の、いさゝけのさゝれ事^{一七}どもを、かれと言これといひ、もみぢ葉の^{一八}過し昔をかふがえ、みずぐきのふでにまかせ、ふつくに^{一九}かきあつめ侍るは、むらぎもの^{二〇}心をつくさざるにしもあらねど、もち月のたらはし^{二一}けんともおもほえねば、見る人おちたるを補ひ、誤れるをたゞさんと、ねがはざらめやも^{二二}。

寛政六年といふ年四月日

渋江公正 するす

【大意】

景行天皇が鄙治めのため、九州巡幸をされていた時のこと、船上から八代の海をご覧になった折、沖に燃える火があった。これは何かと尋ねられたところ、「しらぬ火」との返答があった。ここから「ひのくに」の名が始まった。

成務天皇の代になると諸国が分かれ、元明天皇の代には数多くの郡郷に分かれた。それ以来、肥後の国のことは様々な書物に記載されてきた。時代は下って元弘の頃には、動乱により風騒がしく波荒れて、世の中が騒然となったため、後醍醐天皇は御心を吉野の山にお馳せになり、岩山に宮柱を立てられたが、皇威は天下に及ぶことなく、群臣どもは勇み立ち帰服しなかった。臣下の多くが神宝を侮り、帝への崇拜も忘れた中であって、菊池の一族は忠誠を忘れなかった。その忠義の志は金石を貫き、代々功績をあげ帝に仕えたことで、九州は安泰となった。だが、皇威に靡いたのも、もはや久しい昔のこと。

今になって思うに、その昔から遙かに時代が下り、何事もあるいは絶えあるいは滅ぶものであるが故に、菊池郡にかかわる些事どもを、あれこれと過ぎし昔を考えながら、筆にまかせて悉くかき集めました。さりながら、遺漏なきよう努めなかつたわけではないが、必ずしも十全な内容を備えたものとは思われぬ故、本書を見る人が漏らしたものを補い、誤りを正してくれるであろうと、願わないうかが。

【註】

- 一 景行天皇。阿蘇家文書「阿蘇社条」所引「肥後国風土記」佚文に、「昔者、纏向日代宮御宇天皇、
發^ニ玉名長渚浜^一、…」。以下の「不知火」の記事、『日本書紀』卷六参照。
- 二 鄙治め。地方統治。「あまざかる」は「鄙（ひな）」に掛かる枕詞。
- 三 見放く。遠方を見る。『万葉集』三七番歌に対して、加藤千蔭『万葉集略解』に「しば／＼も見さけ
むやまを（数数毛見放武八万雄）…見放は遠く見やること也」。
- 四 成務天皇。『古事記』中巻に「若帯日子天皇、近淡海の志賀の高穴穗宮宮に坐して、天の下を治め
き、…国々の堺と大きい県・小き県の県主とを定め賜ひき」。「はた」は、ここでは並列の意を表し、「ま
た」と同義。
- 五 元明天皇の時代に『風土記』編述の下命がなされていることから、同書により多くの郡郷の存在が
知られるようになったことを述べているか。地誌編述下命のことは、『続日本紀』和銅六年五月条参
照。「さわに」は多くの意。『万葉集』三番歌「…あめのしたに、くにはしも、さはにあれども（天下
爾、国者思毛、沢二雖有）」に対し、『万葉集略解』は「さはは物の多きをいふ古語」と註す。
- 六 東肥の指す範囲は必ずしもはっきりしないが、おおよそ当時の熊本藩の行政域を指すと見てよいか。
熊本医学校再春館享受であった村井琴山の『医道二千年眼目編』（文化四十九年刊）刊記には「東肥原
診館蔵」とある。
- 七 「くたつ」は、時とともに変化する意。『万葉集』八四番歌「わがさかり、いたくだちぬ（和我佐
可理、伊多久久多知奴）…」について、『万葉集略解』は「くだちぬはくだりぬにて、齡のかたぶき
たるをいふ」と説く。
- 八 南朝年号。一三三一一〜三三年。後醍醐天皇による元弘元年の倒幕運動から、翌年の隠岐潜幸等の一
連の動乱の時期を指す。
- 九 科戸の風。単に風の意。『延喜式』祝詞に、「科戸之風乃、天之八重雲^{シチトノカセノ}乎、吹放事之如久^{アマノヤヘタナクモラ}…」（賀茂真淵『祝詞考』の用例がある。真淵『延喜式祝詞解』卷三に「科戸之風ハ、風ナリ」。
- 一〇 直前の「風さはがしく」との対応から、「波洗ひ」ではなく「波荒び」であろう。『日本書紀』神
代
- 一一 ここでは後醍醐天皇を指す。「やすみしし」は「我大君」に掛かる枕詞。『万葉集』三番歌に「や
すみし、わがおほきみの、あしたには（八隅知之、我大王乃、朝廷）…」（『略解』との例がある。
- 一二 「いでまし」と訓む。『万葉集』一九番歌に、「けころもを はるふゆかたまけて いでましし（幸
之） うだのおほのは おもほえんかも」（『略解』の例がある。
- 一三 山中に皇居を据えたことを意味する。「ゆつ岩村」は神聖な岩の集まり。『万葉集』三番歌「かは
のへの、ゆついはむらに、くさむさず（河上乃、湯都磐村二、草武左受）…」に対し、『略解』は「ゆ
つ岩村神代紀五百箇磐村、祝詞に湯津磐村と書て、いほを約め通はしてゆといへり、石の多くむらが
るをいふ」と註す。
- 一四 「いす」は註一五「いすぐわし」の「いす」で勇ましさを意味するか。この箇所不審。肥後文獻
叢書本は「御いづも」、内閣文庫本「御いすと」とするが、いずれも意味が解しがたい。文意からは、
皇威が遍く及ばなくなったことを言わんとしたものと思われ、そこから推すに、神聖・厳か・勢い盛
んな状態を指す「厳・稜威（いつ）」か。ただし上代に「いつ」を単独で名詞的に用いる例はない。
- 一五 四海。
- 一六 勇み立った臣下ども程の意か。「いすくわし」は「くじら」に掛かる枕詞。賀茂真淵『冠辞考』

- 卷二に「古事記に、神武のイヌグハシ伊須久波斯、クヅラサヤル久治良佐夜流、云云、こは勇細鯨触といふ也、…伊須は伊左武イサムなるを、…約ツめて伊須といへり」という。「まくら」は『古今集』真名序「臣等」から採ったものと思われる。尾崎雅嘉『古今和歌集両序鄙詞』は、古今集真名序の一節「臣等詞少春花之艶」を註して、「われらどもがよむうたは、春の花のやうなおもしろみはすくなうて…」と解し、「臣等」の左右には「しんら」「まくら」の訓みを付している。
- 一七 争うように蜂起して服従しない。「きほふ」は競う、「まつろふ」は服従する意。
- 一八 神宝。ご神体や神への捧げ物などの意を表すが、ここでは後述される「みかどおがみ(帝拝み)」との関係から三種の神器を意識し、皇威の低下を嘆く表現か。
- 一九 吾が。『古事記』上巻に、須勢理毘売命の哥として、「夜知ヤチホ富許能、加微能美許登夜、阿賀アガ淤富久邇、(八千矛の神のみことやあが大国) …」の例がある。『古事記伝』には「阿賀は親シヤシみて吾と云なり」。
- 二〇 南北朝時代に南朝方について戦った菊池とその一族。
- 二一 「まめ」は誠実、実直の意。谷川士清『和訓栞』前編に「まめ 神代紀に忠誠をよめり、真実の義なりと心へり」。
- 二二 その誠は金石を貫き、代々武功をあげて。「石こがねをつらぬき」は漢語表現「金石貫」をふまえる。蘇軾「除夜病中贈段屯田」詩に、「大夫忠烈後、高義金石貫」の句がある(『集註分類東坡先生詩』卷十五)。「いさをし」は功績、てがら。谷川士清『日本書紀通証』神武二年条に「定功イサラシ行賞タマモノラ」。
- 二三 西海(九州)は安泰となった。「たいらけくやすらけく」は、『延喜式祝詞』に「平気久安タヒラケクヤスラケク、奉護留マモリツル、神御名平白久カミノミナハラマサク」(真淵『祝詞考』中巻)との用例がある。
- 二四 南朝方になびいたのも、久しい昔のこと。「いす」は註一三参照。「みづかきの」は「久し」に掛かる枕詞。『万葉集』五二番歌に、「をとめらが、そでふるやまの、みづがきの、ひさしきときゆ、おもひきわれは」(『略解』)。
- 二五 一人称。吾れ。『万葉集』八二番歌の「あれをおきて、ひとはあらじと、ほころへど、…」に『略解』は、「あれをおきては吾を除て也」とする。
- 二六 「いそのかみ」は本来「ふる」に掛かる枕詞だが、「古↓いにしへ」の連想による転用か。
- 二七 「いささけ」は、僅かなことを表す形容詞「いささけし」の語幹。寛政六年版『日本書紀』雄略天皇九年五月条に、「於是百濟ノニギシ王 聞下日本 諸 将 縁二小 事一有上レ隙…」。
- 二八 「もみぢ葉の」は「過ぎ」に掛かる枕詞。『万葉集』四七番歌に「まくさかる、あらぬにはあれど、もみぢばの、すぎにしおきみが、かたみとぞこし」(『略解』)。
- 二九 残らず、悉く。『和訓栞』中編に「ふつく 日本紀に悉をよめり」とある。
- 三〇 「むらぎもの」は「心」に掛かる枕詞。『万葉集』五番歌に「かすみたつ、ながきはるびの、くれにける、わづきもしらず、むらぎもの、こころをいたみ、…」(『略解』)の例がある。
- 三一 充足させる。『万葉集』三五番歌「…かすみたつ、ながきはるびを、あめつちに、おもひたらはし、…」に、『略解』は「天地におもひたらはしは、思ひみたしむる也」と註す。「もちづきの」は望月が満月を表すことから、「欠けることなく」の意を込めた枕詞的な用法。
- 三二 願わぬことなどあろうものか。「め」は推量を表す助動詞。「や」「も」ともに係助詞で、「や」は反語、「も」は詠嘆を表す。『万葉集』三番歌「吾恋目八方ワカコヒメヤモ」について、岸本由豆流『万葉集攷証』は、「めやもといへる語は、裏へ意のかへるやもじに、もの字はただそへたるにて、意なし。…わがかく恋はせじを、にくからぬによりてこそ、かくは恋ふれといふ意なり」と説明する。

菊池風土記

目録

卷之一 旧跡

卷之二 山河 里程

郡村

卷之三 神社

卷之四 寺院 廃寺

卷之五 城墟

卷之六 世系

卷之七 雑録 器物

正誤評説 古墳

卷之八 一国一邑

【本文】

菊池風土記卷一

旧跡

内裏尾 文政八酉五月廿五日しるし石建チ

一 守山城墟^一の北茶磨山の上に平なる所有、今に人憚りて牛馬を繋ぎ秣かふ事なし、是むかし武光公武威四方に振ひ、九州静謐式拾壹年^二、其忠誠楠正成に並べり、征西將軍を申降し奉り^三御殿を此所に經營有、征西將軍の事又は關西將軍とも稱し奉る、征西將軍の宮に御父子二人まします、初の征西將軍は式部卿世良^四親王と稱し奉る、後醍醐帝第六の王子、此宮は、延文五年七月筑後大原の合戦^五に武光公と同じく小弉・大友を討、瘡^五を被り給ひ、同年八月菊池にて薨じ給ふ^六、右世良親王の若宮四歳にならせ給ふを、武光公吉野に言上し征西將軍の宣旨を申下されて、此宮を後征西將軍の宮と申奉り、同く此所にましまして御諱を懷良親王と稱し奉る^七、明史日本伝^八に、懷良或は日本国王關西親王などと稱せり、文武の名誉有し宮なり、応永年中武朝公^九大内義弘と合戦、武朝公敗北して菊池を去、八代に^{一〇}籠らる、此時後征西將軍も同く八代に趣給ふ、彼地にて薨去、今、八代宮地^二の征西將軍の墓は懷良親王の墓と云伝ふ、此事、名勝略記^三に見ゆ、今内裏尾の南に坊^{ツク}有^三、其近辺を觀清島と云、是關西の書誤り、關西將軍居ませし所故に其名残り、私に云内裏を稱するは潜号なれども、西征將軍の宮まませし故世俗尊仰の余かくは申ならはせしならん

【註】

一 菊池市隈府。守山城は隈府城、菊池城とも。

二 武光が懷良親王を奉じて筑後に出陣した正平六（一三五二）年から、今川了俊による太宰府陥落の文中元（一三七二）年を指すと思しい。

三 正平三（一三四八）年、懷良親王を征西將軍として武光が迎えたこと。

四 『太平記』は延文四（一三五九）年のこととする。「去程二七月二征西將軍宮ヲ大将トシテ、新田

ノ一族・菊池ノ一類、太宰府へ寄ト聞ヘシカバ…」（太平記卷三十三「菊池合戦事」。「大原の合戦」は「大原原の合戦」のこと。大原原は筑後平野の北端。川添昭二『日本の武将18菊池武光』参照。

五 底本「瘡」を朱筆にて「疵」と訂す。

六 補注参照。

七 征西將軍宮が大原原の合戦で傷を負い、それがもとで菊池において薨じたという記事は『太平記』にも見えない。

八 張廷玉撰『明史』卷三二二の「日本伝」に「日本王良懐（マム）とあるが、「関西親王」との称は見当たらない。だが、瑞溪周鳳『善隣国宝記』応安六年条、無逸克勤が天台座主に寄せた書には「関西親王」の称が用いられている。

九 菊池武朝。武光の孫。

一〇 『肥後名勝略記』によれば、応永三（一三九六）年のこと。今川了俊の失脚後、後任の渋川満頼が九州に入ったのを機に小式貞頼、菊池武朝が蜂起したのが応永三年で、この一件を指しての記述と思われるが、当時在京中の大内義弘が事態收拾のために下向したのは、応永五年のこと。松岡久人『日本の武将20大内義弘』参照。

一一 宮地は現在の八代市宮地町、妙見町付近。

一二 辛島道珠『肥後名勝略記』（元禄二年成る）のこと。補注参照。

一三 底本朱筆にて「堤」と訂す。

補注

菊池風土記の征西將軍に関する記述は、辛島道珠の『肥後名勝略記』によるものだが、今日の歴史学の認定とかなり異なる。『国史大辞典』「征西將軍宮」の項目では、「前征西將軍宮懷良親王と後征西將軍宮（後村上天皇皇子良成親王とする説その他がある）とされ、世良親王を前征西將軍宮とは考えない。こうした混乱は、『太平記』卷三十三の「菊池合戦事」が、「先帝第六ノ王子征西將軍宮」（古活字版）として伝わったことと関係があるかもしれない。田中元勝『征西大將軍宮譜』卷一には、懷良親王を後醍醐天皇の第九皇子とするが、必ずしもはっきりしないのが実情である。同書は『後醍醐系図』に第六皇子とすることを指摘しているが、これも『太平記』の影響を受けたものかもしれない。世良親王が太宰帥とされる（『本朝皇胤紹運録』『系図纂要』）ことから、このような理解が生まれたか。だが、世良親王は元徳二（一三三〇）年に早世しており（『常楽記』）、菊池合戦には関与しようもなかった。また、懷良親王をその若宮とするのも誤りだが、江戸時代にそのような所伝があったのである。元禄十三年刊の『九州記』にも、「建武ノ末ニ吉野ノ帝第九ノ皇子世良王ヲ申降シ征西將軍ノ宮トゾ仰ケル」（卷一）とあり、世良親王を征西將軍とする伝承が残されている。『肥後名勝略記』の八代郡の部「征西將軍の墓」には以下の通り。

悟真寺の内にあり、後の征西將軍懷良親王の墓なるべしの征西將軍の宮御父子二人あり、因て世人何の墓と云事を不識、初征西將軍の宮を式部卿世良親王と云、後醍醐天皇第六の皇子なり、此宮は延文五年七月筑後大原の合戦に、菊池武光と同く小式大友を討、創を被り給ひ、同年八月菊池に於て薨じ給へり、此時若宮の四歳にな給へるを、武光吉野へ言上し、征西將軍の宣旨を申下されたり、因て此宮を後の征西將軍の宮と云、諱を懷良と云、中華の書には良懐とあり、又曰、本國王爾西親王とも見へたり大に威名ある宮なり、是皆武光の功勞に依ての事也、応永三年今川了俊九州探題職を罷られ上京す、此跡に大内義弘下り、菊池武朝と合戦す、武朝は武光の孫、左大夫と稱す武朝打負菊池を去て八代の城に籠らるゝと旧記に見へたり、此時將軍の宮も八代へ赴き給ふ事無疑、將軍宮四十歳計の時分なり、然れば八代にて薨じ、当山に奉葬たるものと

見へたり、薨逝の年月未考之

【本文】

内裏杉

一 守山城墟の南、月見殿遺跡の近所に有、大^サ十圍程^一あり、おちかたより^ニも能見へて人々仰止^三せり、昔は二本ありしとぞ、其後枯て一本となりぬ、是も宝曆年中野火に焼失せり、此木月見殿の近所なれば、関西親王御出遊も有し所にて、世俗、内裏杉と称したるならんか、天明二年壬寅正月余、正観寺和尚^四に相談し、其跡に杉五本植続き置く、二本はよく生長せり、後來の榮を祈るのみ

將軍木

一 隈府上町の端に有大椋なり、是征西將軍の宮、心有て挿給ひしが自生長してかく榮しとなん云伝ふ、此木の東枝下に臥すれば、ふせる人不觉立て脇に移り、枝下に臥る事あはず、此木の心^五、昔は腔洞^一なりし故に、童子其中を通るに障らぬ程に有しが、靈感院様^六御代に成し此より、此木おのづから肉つき、うつろ、いつとなく満て木の勢盛なり、誠に故有木なれば、かけまくもゆゝしき御神靈、御仁政に感じますならん

【註】

- 一 底本、「程」の後に「斗の杉」との朱筆補入あり。
- 二 遠方。
- 三 仰ぎ慕う意。『詩經』小雅「車輦」詩に、「高山仰止、景行行止」との例がある。
- 四 天明二年時の正観寺和尚については未勘。なお、同寺にある菊池武光の墓碑も天明二年に建てられたものと伝えられる。
- 五 芯のこと。
- 六 靈感院は細川重賢（二七〇八五）の法名。熊本藩の藩政改革に努め、名君として知られる。

【本文】

孔子堂^一

文政ハ酉五月木五日しるし石建

一 茶磨山村の前道より西に有、今其所を亀甲と云、近き比迄は孔子堂礎の石とて一^ッ残り居しを今吟味するに見へず、宝曆の比、玉山先生^二菊池に見へ候節迄は右之礎有、追々取寄、学校内之礎に用ゆべき由沙汰有しなり、孔子堂草創の事は、菊池二十一代重朝^三公の時也、春秋の祭奠^四有、孔子の門人十哲^五も画像に仕立て従祀^六有しと聞ゆ、其故は孔子堂に掛られし聖像一幅^七、裏書に、文明四年二月吉日、孔子堂附之藤原武運ト有り今に残りて右田藤左衛門方に所持せり、当時盛に文学^八行れしにや、桂庵和尚嶋隱漁唱集^九に祭奠の時の詩有曰、
太平奇策至誠中、春奠責筵陪泮宮、洄水吹添菊潭碧、寒雲染出杏壇紅、一家有政九州化、
万古斯文四海同、絃誦未終花欲暮、香煙撲袖画簾風^{一〇}。

右、桂庵和尚、法名を玄樹と云、南禅寺の住職、入唐の名僧也、菊池^二五六年逗留、其後

薩摩に行しと云

【註】

- 一 底本、標題下に「当中島仁一良受持之地所也、明治三十年書入レ」と朱筆注記あり。
- 二 秋山玉山（一七〇二—一七六三）。時習館初代教授。
- 三 菊池重朝（一四九一—一五三三）。重朝と桂庵和尚の名を挙げて孔子堂草創を記すところ、『肥後名勝略記』に同じ。

四 ここでは特に積奠を指している。積奠は本来、大学寮において二月と八月に行われた儀式。

五 顔淵、閔子騫、冉伯牛、仲弓、宰我、子貢、冉有、季路、子游、子夏の十人。

六 孔子象に加え十哲の絵像を掲げ祀ること。

七 藤原武運は菊池武運か。重朝の子。『系図纂要』によれば文龜三年に廿三で卒とされ、これを信ずるならば文明十三年の生まれとなり不審。生年の不審を除けば、誕生間もない子息の学の成就を願う聖像を作らせた事情を記すものと読める。

八 学問。文脈の上からは特に宋学を指すものと思われる。

九 桂庵玄樹は臨濟宗聖一派の禅僧。入明して宋学を学んだ後帰国し、隈部忠直に菊府に招かれ当地に学を興した。『島隠漁唱集（島隠集）』は彼の七言絶句集。同集上巻に「菊城客舎上丁日、觀孔廟春祀之盛礼」として載せられた詩。詩の配列から推すに、文明九年二月の作と思われる。

一〇 底本、この下に次のような記載をもつ貼紙あり。「先哲叢談云／寶曆乙亥熊本新創時習館、此玉山先生建議所興也、玉山先生、復岩謙齋書曰、廟学之命新下、足以興菊池氏廢焉、是則不佞所以涓埃罔我公矣、又復越子聡書曰、敝邑菊池氏時、蓋始建学、及至加藤氏也、荒廢不修、絃誦久熄、加藤氏亡国除、未幾我先公実享茅土之封而入立焉、五世及今公、尊信儒教再興学館、扁曰時習、臣儀蓋与有議焉」。なお『先哲叢談』は原念齋による藤原惺窩以下近世儒者の評伝。文化十三年版等の版本もある。

【本文】

釈氏松

一 袈裟尾村北福寺より丑寅に当て、八丁程有之、其前を堂床と云、伝教大師觀座の時の、錦の袈裟黄金の錫杖空中より此松に降懸る、因て村を袈裟尾村と云と申伝ふ、委事は北福寺の条下に出る

菊池城院

一 文徳実録ニに云、天安元年閏二月丙辰肥後国より言す、菊池城院兵庫鼓自鳴、同丁巳又鳴、同五月又鳴と云云、或人の曰、妙蓮寺よりも山迄之間、馬場筋を院の馬場と云云、此名によりて考れば守山の上に平なる所有、此辺にてはなき歟、分明ならず、城院の馬場と唱来ればうたがひなき事也、上略下略の例は総て多き事也、又菊池氏全盛の比、犬追物を執行れし事有と云、此に依て考れば犬馬場と書べし、当世は犬の馬場と書人多しと云云、余おもふに、院馬場正説たるべし、今の正觀寺村、昔は馬場村と云、然れば院の馬場に依て村を馬場と名付、正觀寺出来て後に村名易る、是馬場村は菊池以前よりの村名にして、犬追物菊池家に初る時は院の馬場の馬場を略して村に名付たる事必定也、形勝の

地^四は古今共に人見立る事同じ」きもの也、佐々成政の城跡、加藤氏の今の御城を築き給ふ^五も、大方は同所なり、文徳帝の比、此地形勝に依て城院を立給ひ、菊池氏も又此に城を築く、古今の人見る所同じき事類多し、且犬追物を行はれしは定てさる事なるべし、然共夫に因て村名などに名付る事甚おぼつかなく、昔は犬追物諸侯の国所々に有し事にて、村并に道に名付る事うたがわし、犬追物の濫觴^六は、源頼光將軍、市原野にて野飼の牛の多き内に腹さきたる牛の中に、奇童丸隠れ居たり、人々是をしらず、皆生たる牛を射けるに、渡辺綱斗はいかゞおもひけん、死せる牛を射けるに奇童丸其中より出たり、是牛追物の初となむ、其後牛は用物なればとて犬にかへたりとかや、鎌倉の時、寿永元年金沢にて牛追物有^七、同年六月由井の浦にて又有ける、犬追物は貞応元年二月、入道將軍頼経の代に南庭にて初て有けるとぞ、其後牛追物は絶て唯犬追物斗世に行はれ故実と成ると承る、貞応元年より寛政六年迄に五百七拾三年になる

【註】

- 一 御覽になつたの意か。
- 二 六国史のうち五番目の正史『文徳天皇実録』。卷十の天安二年閏二月廿四日条以下に当該の記述有り、「○丙辰、肥後国言、菊池城院兵庫鼓自鳴。○丁巳、又鳴。」と。『肥後地誌略』卷七にも指摘あり。

三 井沢長秀『肥後地誌略』は「隈府城跡」の項で、「陰の馬場」としてこのことに触れている。曰く、「又陰の馬場と云所有り、陽の馬場と云所はなし。思ふに陰の馬場は犬の馬場を俚語に唱へ訛しにや。」ただし結論としては「事実不詳」としている。

四 地勢が陣を張るに適した要害の土地。

五 佐々成政が天正十五年に、続いて加藤清正が入り現在の熊本城を築いたことをいう。形勝の地には人が代わつても跡地が利用されることの喩えとして引いた。

六 犬追物の起源はしばしば伝承を伴つて語られるが、ここで記される頼光の牛追物譚は、『古今著聞集』卷九の説話に由来するもの。

七 『吾妻鏡』寿永元年四月五日条「…於^一金洗沢辺^二有^三牛追物^一、下河辺庄司、和田小太郎、小山田三郎、愛甲三郎等依^レ有^二箭員^一各賜^二色皮紺絹等^二、また同年六月七日条に「武衛令^レ出^二由井浦^一給、壮士等各施^二弓馬之芸^一、先有牛追物等、下河辺庄司^{論辨}、榛谷四郎、和田太郎、同次郎、三浦十郎、愛甲三郎為^二射手^一」と。

【本文】

もり山

一 正観寺村内院内院馬場奥に有、往昔菊池城院を守る人此所に居たる共にて名付たるにはあらずや、能因法師の歌枕^一に出る肥後国名所守山は此所共いふ、猶尋ぬべし、武政公^二築き給ふ城も此所に有故、守山の城^三とも云^一

菊の池

文政八酉五月廿五日しるし石建

一 深川村観音堂の道越南道下竹村の内^一に有、菊の城^二の跡よりは未の方に当る、昔は池形菊花の形に似たりとぞ^{山本郡形の池^五、の類なるべし}、是菊池にて名高き所なれば、古は清水湛溢流みたり

と聞ゆ、菊池川此南を流行に、此辺にてぞ川の流直く竿のごとくなれば、此辺を佐保川共名づく、古歌に、

さればこそいさぎよからめさほ川の

ながれもきよき菊の池水^六

歌の心を按ずるに、さほ河の水のいさぎよきも菊の池水のきよらかなるがくわゝれる故といふ心也、是を以て見る時は、菊の池の深川に極れる事必定也、然共此歌よろしき歌にはあらず、古歌なれば事実に引事はくるしからず、土俗の説に、此歌を清原元輔^七の歌と云人有といへるは甚おぼつかなし、扱又此歌に因て、佐保川を菊池川の惣名とおもへるは大なる誤也、其故は片角村の氏神、深川村の氏神共に八幡宮にて、菊池川の上に居ますれど、深川の八幡宮斗を佐保川八幡宮と称し奉るは、即いわゆる竿川の上に御鎮座まします故に専ら佐保川の称有^{深川八幡宮、宝暦五年癸八月二十、其後村内ニ移ル、四日大風に焼失、}是にてさほ川は菊池川の惣名にあらざる事明かなり、菊の池、今埋れて浅く、池形も頽れ常は水も涸て夏のみわき出る、五十年余以前に深川村吉助と云者、時の「御郡代平野甚助の下知にて池の石垣を築直し池の底を凌へしに、其夜の夢に童子惣然とあらはれ出て曰、汝我池の形をけがしたるよと吉助をはたり^八ければ、夢覺て驚き、あけの日に石垣をのぞけ^九て元のごとくにいたし置しとぞ、夫より吉助は手足なへて叶はずとなん、此菊の池のほとりは蛙多けれ共鳴事無しといふ、むかし菊池公^{何の君と云事不分明}蛙鳴をかしましゝとて叱し給へば、其後は蛙鳴事なしと云伝ふ、古老の説に、菊池氏未下向なき迄は、北宮村より加恵村のほとり迄はかや野にて、菊の池は其中に在りしと云、和名鈔^{一〇}に菊池を久久知と訓ず」

【註】

- 一 平安期の歌学書『能因歌枕』の元禄九年版本に、肥後国の歌枕として「もりやま、きりふの藪、…」を挙げている。『肥後地誌略』にも「森山」として同じ指摘あり。
- 二 重朝五代の祖。武光の男（三四一七四）。
- 三 隈府城（菊池城・隈部城）のこと。
- 四 深川城、菊ノ池城なども。菊池氏初代とされる藤原則隆による築城と伝えられる。隈府城築城までの菊池氏の拠点となっていた（『肥後名勝略記』）。
- 五 現在の植木市円台寺。形状からその名がついた例として挙げた記事。
- 六 歌の出典未詳。『肥後名勝略記』にも「古歌」として掲出。
- 七 平安期の歌人（九〇八・九九〇）。清少納言の父。肥後守を務めた。
- 八 責める。
- 九 除く、もしくは退ける意か。
- 一〇 平安期に源順の編んだ辞書『倭名類聚抄』。元和古活字本（二十卷本）の巻五「国郡部」の肥後国の項に、「菊池^{久々}」の記載あり。

【本文】

不動倉

一 米原村内に在、文徳実録^二曰、天安元年菊池郡不動倉十一宇火ありと、不動倉は米穀を蓄置、窮年^三の資とす、常には出ざる故に不動倉と号す事、延喜式^三に見ゆ、右不動倉の

跡、今に至る迄地を穿に焼米出る事夥し、又禹余糧^四を出す、俗に米原長者の団子と呼ぶ物也、焼米も又長者の事に云人あれ共おぼつかなし、井沢長秀^五曰、西陽雜俎^六に乾陀国に昔尸毗王の倉庫有しが、火に焼る、其中粳米^ル物今尚存すとあれば、今の焼米出るは不動倉の跡なるべしと云云、天安元年より寛政六年迄に九百四拾年に成る^一

長者屋敷

一 米原村に有、米原長者^七の遺跡と云、鳥の城と唱へたる由、長者の姓氏時代しれず、名は孫三郎と云たる由、俗説に前田千町奥永^{今主名郡庄島}千町を有てりと云、涼殿・玉屋殿・月見櫓・蔵床今其跡有、蔵床と云は俗不動倉の跡を長者に傳会^八するなり

墨染桜

一 菊池十四代武士公^九、鳳儀山大智禪師^{一〇}の教化に因て二十一歳にて御出家、法名を租禪寂照と称す、遁世して諸国を廻り、帰国の上寺尾野村大円寺の桜を見てよめる、「袖ふれし花も昔をわすれずは
わがすみ染をあわれとは見よ^二

是よりして此所の桜を墨染桜と称す、元の木は朽て今有は其蘖^三なり、時に永和四年三月二十八日にてありしと云、永和四年より寛政六年までに四百弍拾年になる

【註】

一 『日本文徳天皇実録』卷十の天安二年六月廿日条に、「去五月一日、大風暴雨、官舎悉破、青苗朽失、九国二島尽被^二損傷」、又肥後國菊池城院兵庫鼓自鳴、同城不動倉十一宇火」とある。

二 旱魃、飢饉などのあつた年。

三 『延喜式』卷二十六に、「凡穀未^二下盡」。及經^二檢稅使勘定。竝不^レ得^二除耕^一。其不動倉筭勘闕。不^レ待^二下盡^一。令^二當時人填納^一。凡虫食并燒遺穀及惡糶等。毎年申^レ官。廻換以爲^二全物^一。」

四 禹余糧。鈹物系の漢方薬の一種。なお補注参照。

五 号蟠竜（二六六一七三〇）。肥後熊本藩士。神道、教訓、俗説考証にわたる幅広い著作がある。この項の記述は、概ね彼の編述とされる『肥後地誌略』に拠っているが、禹余糧への言及は同書にはない。

六 段成式撰。中国唐代の怪異譚他様々な記事を録した書。当該記事は、卷十「物異」中の一項。元禄十年刊の和刻本によれば、「焦米、乾陀国昔^{ニシ}戸毗王倉庫為^レ火所^ル燒、其中粳米^ル焦者于^テ今尚存、服^{スレ}一粒永^ク不^レ患^レ瘡^ヲ」とある。

七 『肥後地誌略』卷七「長者屋敷」の項には、長谷寺観音の利生譚として米原長者の話をくわしく載せる。

八 こじつける。

九 『系図纂要』所収系図によれば、武重の男、武光の兄弟。興国四年三月、三十にて出家、法名祖禪寂照。なお統群書類従本「菊池系図」によれば、「実寂阿十二男也、舎兄養子ト而継家督^ヲ、…廿一歳出家、後遁世^一とする。

一〇 鎌倉から南北朝時代の曹洞宗の僧。正応三（三三〇）年、宇土郡長崎村生まれ。初め寒巖義尹の大慈寺に入り、義尹止寂後に肥後を離れるが、元弘三（三三三）年頃に菊池氏の招きにより聖護寺・広福寺に住した。

- 一 寂照の歌、出典未詳。
- 二 切り株などから生えた芽。寛政八年版『大全早引節用集』に、「藪」を「ひこばへ」と訓ず。

補注

禹余糧は、『本草綱目』に「石中有細粉如^レ_レ、故曰^二余糧^一」（江戸初期刊和刻本）とあるように、粉状の鉱物。また「会稽山中出者甚多、彼人云、昔大禹会^二稽于^レ此^一、余糧者本為^レ此^一爾」とするよう
に、中国夏の禹王の食べ残しが化したものという理解に基づく命名。さらに同書には「張華博物志言、
扶海洲上有^二藟草^一、其美食^レ之、如^二大麦^一、名^二自然穀^一、亦名^二禹余糧^一、世伝^{スル}為^下、治^レ水瘵^二其所^レ食^ル
于江中^二而為^レ藥^一、則^チ藟草与^レ此異^レ物同^レ名」というように、藟草を指すという一説と、江中に投棄さ
れた食料の化したものという一説とを併記している。寺島良安の『和漢三才図会』巻六十一・雑石類の
「禹余糧」の説明は、『本草綱目』を節略した内容である。また、小野蘭山『本草綱目啓蒙』巻六・石
類には、諸国においてイシナダンゴ・ハツタイイシ・ハツタイセキ・コモチイシと呼び、九州では日向
・薩摩・筑前で産したことが記されている。
南方熊楠「鷲石考」（『全集10』）は、古今東西の文献から石にかかわる迷信の類を紹介しており、そ
の中でこの禹余糧へも言及している。興味深いのは、そこで「およそ諸邦に、ある箇人の飲み食いの残
分が化石し、もしくは不断ふえ増し、もしくは常存し、また代々相嗣ぎ生じて亡びないと信ぜらるる例」
の一つとしてこの禹余糧を捉え、更に『酉陽雜俎』巻十の記事にも言及している点である。菊池風土記
の当該項目の記述だけを見ると、米原村で漢方薬の一種が産出することに言及しただけのように見
えるが、両者を並べ掲げるところには、このような類推が働いていたものと思われる。

【本文】

赤星三郎有隆^一屋敷

一 赤星村の西端、今のはいたか天神^二の後^一通りに、当時惣平と申者の居る屋敷也、有
隆より十一代重隆^三、守山の城に引移の時、屋敷の側に居ける某に向て曰、余守山の城に
引移る迄は此屋敷其方に賜るべしとの事により、彼者屋敷を拝領して長く居住せり、今の
惣平は則其子孫也、此故にや、他姓の人此屋敷に移住む時は、夢中に異人あらはれて追は
たるゆへに住事あたはずといふ、按ずるに惣平先祖は禪門にて有しと云、然れば赤星家
譜代の故有家臣ならん

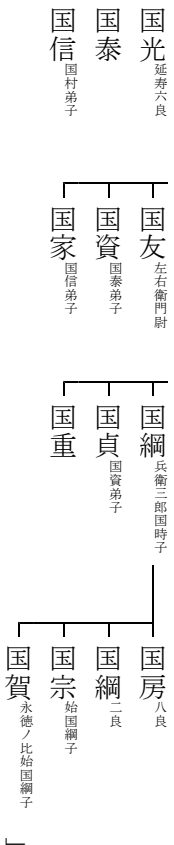
菊池延寿太郎屋敷

一 下西寺村の内一ッ橋と云所に有、今も其所の井を浚ゆれば刃物杯出ると云、延寿太郎
国村^五は名高き剣工にて、京都来国俊^六の妹の子にて有しとぞ、其子孫何れの代にか今村の
内木の下、高野瀬内小路にも住居し、又限府南田^七の内^{今宗文五郎酒場、この内に成申候}、此所に延寿^一の炉場の
跡として石をこずみ寄たる^八所有、或説に 武重公箱根合戦の砌、筑紫鎌にて宇津宮^九を追落
せし事有、此鎌、延寿家之作る所と云、加藤氏の御代に其末裔を挙用有、玉名郡胴田貫^{一〇}
に居す、国村の家系左^ニ記ス

二

号延寿太郎

○国村——国吉——国時^{建武比}——国末^{延文ノ此国村子}



【註】

一 続群書類従本「菊池系図」によれば菊池隆泰の男、「赤星三郎、文永十一年十月廿日於壹岐国対馬筑前所々有軍功、蒙古大将討取」と記され、別の一本では蒙古の将を討ち取った際に、その流血が衣を染め星形となったことから赤星を称したとし、またの一説としてその姿が赤い星に似ていたとも。その功により「国行御劍」を賜ったとも記され、やはり刀工の伝承と結びついている。『系図纂要』に拠れば「元弘三年三月討死于博多」。また菊池武重は「母赤星有隆女」とされる。

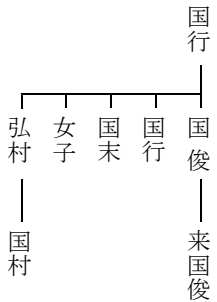
二 現在の赤星菅原神社か。

三 続群書類従・系図纂要所引の「菊池系図」では、有隆から九代後。系図纂要では尻付に「居隈府城」とあり。

四 「菊の池」註八参照。

五 鎌倉末期の刀工。国村を祖とする刀工の一派を延寿派と称す。

六 鎌倉時代の刀工。祖とされる国吉は、高麗から渡来したと伝えられる（観智院本『銘尽』。江戸前期刊の『古今銘尽大全』所収「系図秘談抄」の「山城国来一類系図」によれば、次のような関係で記される。



この内、弘村には「根本和州鍛冶也／来太郎むこ也」とあり、この弘村の子の国村が延寿国村となるか。なお「系図秘談抄」には「肥後国菊池郡延寿系図」も収められており、その系図と記載註記は後掲の延寿系図に概ね一致し、「根本京来の一類也、国俊妹の子也」とも記されている。

七 底本左脇に「今隈府町役場也 明治三十年書入レ」と朱筆書き入れ有。

八 積み寄せた。

九 宇都宮公綱か。『太平記』卷十四「箱根竹下合戦事」に、武重とともに官軍側としてその名が見えるものの、筑紫鎌のことは記載なし。なお、筑紫鎌については、菊池千本槍の伝承と結びつける見解もある（杉本尚雄『人物叢書 菊池氏三代』昭41、吉川弘文館）。

一〇 現在の玉名市亀甲。

一一 底本、この位置に「来太郎外孫也、弘長ノ比ロ」と朱書有り。

【本文】

御しく神屋敷

一 赤星村西の端に菊池寂阿公の息女おしく姫の墓あり、今土俗御しく神と称して是を祭る、右屋敷内今に靈異の事折々有、俗説に此姫菊池河に身を投じ死給ふと云、墓印榎木壺

本有、有隆屋敷の北に当^ル

神輿休

一 菊の城の南深川村田の中に少堆^一所、榎の古木有、其本は叢生ひしげれり、菊池氏全盛の時、北宮大明神^二祭礼の節、御浜出^三の神輿休め奉る仮殿の跡と云、今に其叢を苅り損さし穢せる人は必崇にあふといふ^四

上市場下市場

一 北宮村の西深川村境に通たる道、今も地方の下ヶ名^五を上市場下市場と云、此所も北宮大明神祭礼の節、市たちける所にて神輿通りたる道なるべし、因て此道筋に市たちけると聞ゆ、菊池家断絶の後に社内^六に市場なほりたる^五ならん

五社遺跡

一 五社の跡、北宮と深川との間に五ヶ所^七有、此社は菊池氏尊信の社とぞ、北宮庄屋源左衛門代に今社の内^八奉移、相殿^九と成す、中央は山崎宮、東の壱番は八幡宮、同二番は新宮、西の壱番は若宮、同二番は春日大明神也^七

棧敷場

一 北宮社の未申川の上、道の北に二反余の屋敷有、今に名を棧敷場と云、是も北宮祭礼の節、此所神輿幸まし^{一〇}て^八、御能興行有けるとぞ^九、因てみゆき能場共云、其時菊池氏の棧敷かゝれる所なり、此御能を山の能といふ事は村々より屋敷に山の景を作り、御能場に呈て^{一〇}御神慮を慰め奉る、隅府并に河原より呈し事其証有、古記^二に河原村より柴山^三三を上ると有は是也、外の村々は何村といふ事不分明、按るに昔は隅府、正観寺、輪足、片角、今村、北宮、赤星、深川、西寺、大林寺、野間口、神来、北原、此分北宮を祭居し故、右之村々にてはあらずや^一

【註】

一 『大全早引節用集』に「堆^{うづだかし}」。

二 北宮阿蘇神社。北島雪山『国郡一統志』には「菊池郡北宮者阿蘇宮也、菊池肥後守武政建立」、『肥後地誌略』には「永和四年八月、菊池肥後守武政阿蘇太神を勧請の社也」とし「社記なし社司の所談によつて記す」と註記する。なお補註参照。

三

四 内閣文庫本「二ヶ名」。『肥後国志』「北宮大明神」項所引の「肥後陣迹略誌」も「下ヶ名」とし、このあたり同書からの引用で、「下ヶ名」でよいと思われる。『日本国語大辞典 第二版』の掲げる「下名（したな）」と同じで、通称の意と思われる。

五 移った。

六 同じ社殿に神をあわせ祀ること。

七 ここに記された五社のうち山崎宮は、『肥後地誌略』巻一に記される山崎霊社である。同（菊池）系図曰、菊池経隆の孫西郷太郎政隆の子大輔隆基歿後祝山崎霊社」とされる。また同様に八幡宮は、深川八幡宮で、「延久年中菊池則隆宇佐より勧請す」とされるもの。若宮は若宮霊社、「菊池系図に曰、

菊池三代右近大夫経隆歿後祝若宮靈社」とされるものを指すかと思われるが、「出田村に有」とされ、「北宮と深川との間」というのに合致しない。

八 「いでましまして」と訓む。序の註一一参照。

九 北宮社の祭礼については、『肥後国志』が「祭、北宮村八十一月廿一日、隈府町八九月九日」とし、「菊池家全盛ノ比ハ九月九日祭礼ニ社ヨリ西ニ方ツテ山ヲ飾リ、神輿御幸アリテ翁ヲ渡シ能式ヲ勤ム」と触れている。この前後の記述も「肥後陣迹略誌」による。

一〇 「しめして」と訓む。

一一 未詳。『肥後国志』「北宮大明神」の項所引「肥後陣迹略誌」に「薩軍乱妨奪却社殿焼失古記社記什物等紛冗」とある北宮社「古記」か。

一二 同「陣迹略誌」に「此芝山ト云フハ屋台ナリ、屋台ニ種々ノ飾物ヲ作り奉納セシ也」（『肥後国志』）。

補註

『肥後国志』は、「社記云」としてやはり「後円融帝、永和四年八月、菊池家十六代肥後守武政、阿蘇北ノ宮ヲ勧請ス」という説を掲げつつも、武政は文中三（三七四）年卒去しており、永和四（三七八）年が正しいとすると、武朝による勧請と考えられること、また年時の誤りとするならば「永和」ではなく「文和」か、などと考証している。

【本文】

御屋敷

一 上妙見村に有、筑前」と云人の屋敷跡と云、俗説に赤星にて八拾丁を領すと、菊池氏何の比の人といふ事不分明、此村の宮に納りし琵琶は筑前所持の物と云、筑前は仏説派^ニの盲人と承る、俗説のまゝを記す、猶琵琶の条に出る

御陣屋敷

一 広瀬村北の方に四軒程人家有、当時五右衛門などいへる者居す、此所は島津義久^三、赤星道半^四の頼に因て、守山の城に隈部親永^五居城せしを攻させ給ふ時に、薩摩勢^{梅北 寄西左衛門 六}此所に陣を取たると云、前は川後^七は岡なれば誠に生地^七といふべし、今陣屋敷と申分は其節大将の本陣所と聞ゆ^八

左京屋敷

一 片角村の後^九北の方に有り、今畑となる、左京は菊池氏何^レの代に当りしや、其節の富家にてありしと云ふ、一門中の墓、光善寺^八境内戊亥の方林の中^二有

浮御堂

一 流川村に有^{水倉氏、宅の側}、地藏の古仏を安置す、靈験有と云、俗説に此堂水に浮み流れ来るとなむ、然は浮水堂にはあらざる歟、是よりして村も流川と名けたりと云

的場

一 今北宮社外東、石垣の本に杉の並木有所を云、昔は此所迄も社地^ニて有し由、宝暦の

比、地引合^九有し時に御上^三召上らる^一」

よけ枕

- 一 木野谷内、向は龍徳村、前は木山村内、昔赤星蔵人^{二〇}、隈部親永と此所にて合戦の節、蔵人の馬矢に当り落馬して、よけ^二を枕に死ける所故よけ枕と名付るとぞ、今地方の下名
- 三もよけ枕と云、俗よこ枕といふは誤也、委は合勢川の条に出る

古町

- 一 今隈府切明町口より西の大道を云、此所、菊池始祖菊の城に居ます時分より、天正十六年迄の町、宝暦の比、道南の田より茶わん或皿やうの物多掘出せり、今の肥前焼之類也^一

市恵比須跡

- 一 西覚寺前より十間程西道の側南の方に有しとぞ、今道脇に所々打ほぎ^三有石有、此所といふ^二

【註】

- 一 伝未詳。
- 二 武家勢力に支えられた座頭組織(当道)には属さず、古来からの天台宗との繋がりを強調し「天台仏説盲僧」と称された人々。地神盲僧。
- 三 一五三―一六二。薩摩の武将。島津貴久の男。
- 四 赤星親隆(一五三―一六五)。剃髪後月叟道半を称した。親家の男(『系図纂要』)。
- 五 ?一五六。肥後の国人衆の一人。菊池家臣団の中核。天正六年、隈府城主赤星親家を討ち同城主となる。同十年、島津義久の攻撃を受け、同十二年に敗退。
- 六 梅北国兼(一五二)。島津氏麾下の武将。文禄元年肥後佐敷城を奪い、梅北一揆を起こした。補註参照。
- 七 「勝地(ことに適した土地)」の宛字か。
- 八 『肥後地誌略』五に、「菊栄山光善寺」の名を挙げ「片角村、菊池持朝の建立也」と伝える。
- 九 検地。
- 一〇 赤星親家の同族であろうが未詳。この項の記事、『隈部物語』(『肥後古記集覧』所収)と関係が深い。補註参照。
 - 一 『熊本県の歴史』(山川出版社)は、これを「苗代田の水口におく藁でつくった枕状のもの」(一四五頁、工藤敬一氏執筆)とするが、地元の口承に拠ったものか。民俗語彙の「よけ」でよいとすれば、稲が熟した時に落とし水をするために掘る溝、もしくは田の畔のこと。これでも意味は通るだろう(民俗学研究所編『総合日本民俗語彙』)。
 - 二 「上市場下市場」註四参照。
 - 三 打ち抜いた穴。「うちほぐ」という動詞は古く『日葡辞書』追補に見える。「Vchifogui, gu, oida.(うちほぎ、うちほぐ、うちほいだ)」。語義は「Lando parcada fazer buraco. (打つて穴をあける)」。
 - 四 次の行との行間に墨筆で次の書き入れあり。「○此恵美須石、嘉永七甲寅七月上旬下広丁へ移し動請し奉りぬ」。また上欄余白に同じく墨筆で次の書き入れあり。「○天正十六年町直り之節、上町構口より十四五間下一宮氏之前に、市恵美須之祠を移し候は此処正官寺高野瀬隈府町三ヶ処之境に付移し

候との訳書、天保六年正月上広丁に恵美須直し之時、祠之中より右の訳書出候也、時庄屋宗吉十郎見届候事 西徳五郎記」。

【補註】

『限部物語』によれば、木野親政の遺跡八十丁をめぐる争いから、限部親永が毘沙門の法を妙音寺・正蓮寺の僧に依頼したことを端緒に關係が悪化、「弘治ノ比アツケ置シ浅古村・宮原村」を召し返す旨の使者を赤星が送るが、親永は追いつ返す。「大久保玄蕃コノ由ヲ赤星殿ニ委細ニ述ニケリ、赤星道雲聞召大キニ腹ヲ立、サラバ時刻ヲウツサズセメオトセトテ國中ニ触ラル、我もノト馳集合ル、時ニ永禄二年ナリ、星子中務大手ノ大将ニテ四百騎、赤星藏人カラメ手ノ大将トシテ四百、赤星道雲惣大将トシテ胸徒兵七百騎、ニ両陳各弓ヲステ太刀打軍ニナリタリ、コ、ニ赤星ノ陳ヨリコナゲ男一人三尺五寸ノ太刀ヲヌキ、敵ノ群処ニ会積ナクカケ入ント、一段高キ岸ノ上ニカケアガル処ヲ、十方ヨリ矢尻ヲソロヘ射ラレテ、馬ハ小ヒザヲ、リテダウト伏ス、ノリテハヨケテ枕トシ空ク死ニタリ、ソレヨリコノ処ヲヨケ枕トハ云也」と、物語は「よけ枕」の由来を語る。『菊池風土記』当該項目では赤星藏人が落馬して死んだことになっているが、何らかの誤解か誤記があるのであろう。なお、道雲は親家の法号(系図纂要)。

また「御陣屋敷」の項にかかわる記事として、「天正七年ニ合志近為ト赤星トシテ使者ヲ以テ薩摩島津義久方へ申越ケル趣ハ」として限部親永の非道を訴え、「アハレ願クハ御人数ヲツカハサレ、限部ヲ討罰ナサレ下サレカシ、近為・赤星義ハ向後薩摩殿ノ下知ニ相隨ヒ申ベシ、本望ヲトグニオヨビテハ御厚恩ト存ズベシト申遣シケルトナリ」と、赤星が限部討伐を義久に依頼したことを伝えている。また、「天正七年戊卯三月廿一日コソ、薩摩島津義久人数ヲ揃、肥後ノ菊池ニ寄トキコヘタリ、大将ハ梅北宮内左エ門・本郷能登・新納武蔵三人ニテ雑兵六万キニテ、薩摩ヲ廿一日打立、山鹿ノ城ニハ本郷能登守一万五千キ、長野ノ城ニハ新納武蔵二万五千、限部ノ城ニハ梅北宮内二万騎ニテ何モ押ヨセ」というように、梅北が菊池に来ていたことになっている。

【本文】

花室小路

一 西覚寺の近所を今に公義御帳には花むる小路と出るよし承る、然ば西覚寺門前東西に通る道、是其跡敷、又は西覚寺より東の北南に通る道敷、猶尋ぬべし

御蔵道

一 昔は限府敷内町より上町の裏迄北に通りたる大道有て、古何の時代に有しや、其ころの年貢中出ニの御蔵有しとぞ、其跡、近き比迄は石をならべたる所も有、今は見へず、当時此分は正観寺村内分にて、限府内に混ぜり、横町東側の屋敷裏ことに此道跡に懸らざるはなし

乱れ橋

一 此橋螢格別多集て、一所にかたまり、みだれつ飛つ興ずべき故、菊池氏全盛の比遊覧有て乱橋の称有、乱橋、土俗申伝る所ニヶ所有、一ッには築地村西道下に石橋有を云、甚おぼつかなし、是は築地井手水懸也、此井手は加藤氏の時に出来たり、菊池氏時代未此

井手なし、故に俗説誤也、二には木庭村の橋といふ、是正説たるべし」

御所小路

一 隈府中町筋又本町を云、此筋直に東將軍木の下に通リ、内裏の尾にも通ず、御所と称する時は征西將軍と云あませし所にかよふ道にて有し共にはあらずや

南小路

一 北原町より東、正観寺村に通る道をいふ

中小路

一 西照寺前、東院馬場に通る道を云

北小路

一 高野瀬中東西に通る道、又鷹飼小路共云
右四小路何れも西より東に通リ、守山城内裏尾にて止ル」

院馬場

一 妙蓮寺門前の道筋を云、由緒は菊池城院の条に出る

町奉行屋敷

一 正観寺村内小路村より南道端の畑也、此所に井もあり、隈府町、元禄■宝永の間町御奉行有、其後やみて惣庄屋兼帯、当所には、藪慎菴先生五も奉行役にて見へたり、夫限に止みに成しと承る

井寺屋敷

一 正観寺前の石橋より向の角屋敷を云、以前正観寺境内なれば、菊池嫡家断絶の後、寺も衰微の後居たる人有し敷、按るに赤星道半の家臣に井寺阿波守」と云者有、此等の遺跡敷」

奥村屋敷

一 隈府町、当時宗文五郎屋敷辺を云、菊池氏の家臣、時代未聞

【註】

- 一 幕府へ届け出る絵図の類か、もしくは何らかの台帳か。
- 二 語義未勘。
- 三 築地井手に懸けた橋の意味であろう。
- 四 底本・東洋文庫本「元録」。内閣本により改む。
- 五 (一六九一七四)。儒者。熊本藩士。

【本文】

隈府町

一 隈府町、以前は今の古町^二にて有しに、其節は菊池家の武威九州を掩ひし時分にて、町屋も多く有しと云、菊池家嫡々亡び、其跡を赤星家より継ぐ事三代^{重隆、周隆^三、}此時に至ては武威おとろえ、国中の郷士も其号令にしたがわざる者まゝ有といへども、猶城も町も本のごとくにぞ有ける、扱赤星入道道雲^三、隈部親永と阿佐古村内八拾丁の地方に付合戦に及び^四、合勢川の戦^五に赤星打負多ざり谷^六を越て隈府」の城に逃帰る、其後隈部親永、肥前龍造寺隆信^七を頼、天正六年四月十八日に隈府の城を攻む^{赤星道半^八、}其時に肥前勢手を分け、西迫間村の農人に^{女と云伝ふ}道を習て玉祥寺原より西迫間川つらを忍び、牛湍谷に廻り城の後^九より不意を襲ひける故に、赤星なじかはたまるべき、城中俄に騒動し、終に打負、其子二人外に数人、龍造寺方に人質に遣し、其身は竹迫の城主合志伊勢守親為^九の方に与給ふ、龍造寺は城を隈部に引渡し帰陣有、此より隈部親永隈府の城に打入ける、此時親永はからひに、家中にては城の警固不足なればとて城の構もほそめしと云、其節に北原の新堀高野瀬のから堀、北南に^{今古城の道}「通りたるも出来たりと云^{新堀昔はから堀也、今の水流るゝは加藤氏、}其後赤星道半薩摩をたのみ、天正七年三月廿七日に此城を攻る^{一〇}時には親永能ふせぎける故に、薩摩勢攻落し得ず引取る、其後佐々成政^二下向の上、故有て天正十五年七月廿六日に又此城を攻る^三、此時隈部親永落城に及び、其身は玉祥寺原越、子親安と出合、山鹿郡城村の城^三に落行ける、玉祥寺原にては打懸る鉄砲に、次男親房は已に危き所に随従の侍共人ぶすまを立切て構ひし故に、鉄砲に当り死者数人なりしと云、又家老富田安芸、同弟帯刀も院馬場にて打死す^{隈部系図^四、}此時に御所小路辺^{今の中町}皆戦場となれり^{先年、上町次郎左衛門屋敷より刀持ながら見へて、横に臥る骸骨をほり出す、近比、札辻}」

にも土手有しと承る、天正十六年に隈府町今の所に移る、俗説に天正六年に移ると云へるは深く考ざる也^{岡山仙助所持の古代日記に、岡田村丁念と申者、町移りの翌年に生れ、貞享二年に九十歳に成ると、加藤三左衛門入道宗慶に物語る事有、然る時は天正十六年に町移有、是一証なり}、町移し時は町屋も散逃たる余残の者迄にて、纔に九拾軒程有しと云、横町は後に栄しと聞ゆ、余が遠祖の時、一軒にて有し故に、孫七助三など云者に屋敷を分与て、隣をもふけし事有、又以前は守山城の地形も天守跡より南月見殿跡迄は今の如くは無之、地形も大体一面なりしと云ふ、御所小路も今の町幅より格別広く、右田氏の屋敷内」町より南、二間程引入て、二間程の桜有、又権次郎屋敷より少下の裏町より北にも桜一本有、是御所小路の道側にて有しと云、然れば今の町筋より余程くつろぎし也、百式拾年前、中町斗火難有し時、此木焼失と云、宝曆十三年癸未九月八日昼八過に、横町横屋金次郎宅より出火^五、町中一時に焼失、尤敷内斗残る、其節の惣庄屋河原形右衛門^{本姓高木、西寺村人}、辻々せまくては火避難成とて願立、上下の広町は其節出来せり、天正拾六年より寛政六年迄に式百七年に成る^{一六}

【註】

- 一 隈府切明口より西の大道。
- 二 『系図纂要』によれば「重隆―親家―親隆」とあり、周隆の名は見えない。あるいは「親隆（ちかたか）」を指すか。なお重隆には「居隈府城」との尻付あり。
- 三 赤星親家。
- 四 道雲、親永の合戦については補註（二）参照。
- 五 合勢川（あわせがわ）は初田川の支流。『隈部物語』によれば、隈部は「池田村（現山鹿市菊鹿町池永）

の村脇灰塚」に陣を敷き、赤星は「道場村(菊鹿町松尾・池永)」に対峙したという。

六 『隈部物語』によれば「居ざり谷」。補註(二) 参照。

七 (五元八四)。肥前国の大名。補註(三) 参照。

八 赤星親隆。

九 竹迫(たかば) 城は現在の合志市上庄城山。『肥後地誌略』七「竹迫城跡」に「永正年中合志伊勢守源隆峯在城す、合志氏江州佐々木の支流なり」と。

一〇 補註(四) 参照。

一一 (五元八八)。初め信長に従うが、その没後秀吉との関係が悪化。天正十五年の九州征伐の際に肥後国領主となるが、隈部親永ら国人の反抗にあい、その責めを受けて滅ぼされる。

一二 補註(五) 参照。

一三 現在の山鹿市城。城村城は菊池氏の一族で三老臣に数えられる城氏居城。のち隈部氏の支配となり、親安が住んでいた。肥後古記集覧「隈部系図」には「親康」の尻付に「山鹿郡城村城二居」と。

一四 『菊池風土記』六に載せる「源家隈部系譜」によれば、家老富田家は隈部忠直の子孫から分かれた家。富田家治のところに「天正十五年七月廿八日於隈府討死、富田安芸守」、その子家朝に「同父於院馬場口討死／富田帯刀後改飛彈守」との註記があり、系図では兄弟でなく親子となっている。

なお、肥後古記集覧本・新撰事蹟通考本「隈部系図」には見えず。

一五 火事のこと、『嶋屋日記』には記載なし。

一六 底本、上欄余白に次の書き入れあり。「書入／隅府上町ニ東海屋平右衛門ト云富家アリ、寛文五年乙巳九月下女ヲ留守ニ置、松尾社へ参詣ス、留守居ノ下女其歳十七才、女ノ老人跡ニ残リタルヲ口おしく思ひ、家ニ火ヲ附ケ家蔵共ニ焼失ス、ヨツテ右之下女玉祥寺川原ニテ火罪ニおふ、ウミノ母是ヲ見兼、姪じらふ淵ニ身ヲナゲテ死ス、寛文五年ヨリ今天保八丁酉ニ至テ百七十二年ニ成ル」。

補註

(一) 『隈部物語』に、「或時隈部但馬守、赤星殿ニ参申サレケルハ、木野親政ノ八十町ト某田底八十町ニ御カヘ被下候カシ、私館ノ近所ニテ候ユエ御カヘ被下候カシト望ミ玉フ、ソノ時赤星仰ケケル様ハ、ソレハ仲々叶ヒ申スベカラズ、先年弘治二年比、永野近所ナル故ニ浅古村・宮ノ原村ヲ貴殿ノ望ミユヘ心儘ニ其方ニツケヲキタリ、貴殿若輩ナル人ノ望ナル故ニ二ヶ村ハアツケオキタリ、ソノ木野八十町ニオヒテハ仲々思ヒモヨラズ、ヒシト叶ヒ申ベカラズトアヒソウナゲニ申サレケレバ、隈部多^{方殿}ニハ面目ナクコソ覚エケレ」

(二) 「五月廿九日ノコトナレバ、クラサハクラ雨ハフル、(隈部軍は―鈴木註) 赤星本陳ヲ取廻、時ノ声ヲゾ拳ニケル、六百人ノ呼声野山モ谷モ崩ルガゴトク也、赤星本陳ニ上ヲ下ヘトカヘシケル、叶ジモノト思ヒツ、赤星・星子ヲ先トシテ取モノモ取アヘズ居ザリ谷ヘト逃退ク」

(三) 「天正五年丁丑ノ年、隈部親永、肥前隆信ニ有動外記ト云者ヲ以テ申ケルヤウハ、急ギ肥後二御人数ヲ下サルベシ、私手引可仕ト申遣シケリ、竜造寺隆信実モト思、江上家種・後藤家信・多久中務ノ三大将ニテ、中ニモ犬塚・馬場・神崎・佐賀・小城ヲ先トシテ都合其勢五千ニテ七月晦日ニ山鹿町ニ着シテ：肥前勢押寄無二無三ニ戦ニハ、近為ノ陳ヲ打破リテ追散シ、長坂ノ城モ暫時ニ攻落シ、隈部ノ郎等有動外記モ長坂ノ城ヲワタシ置、隆信勢ハ肥前ニ引取ケル」これに続け、改めて一つ書きにして次のように続ける。「天正五年ニ肥前竜造寺政家ヲ大将トシテ二千騎ニテ、四月十八日ニ菊池赤星居城ニ押ヨスル、足輕攻合度々也、赤星道半小勢ニテ叶ハジモノトヤ思ヒケン、持ヲ入、肥前二降参スベキト理ケレバ、ソノ義ナラバ子細ナシトテ肥前勢引取タリ、赤星道半嫡子近高下城シテ合志竹迫ノ

城二居城ス、赤星道半ガ二男三郎・家老ノ佐野・才川ノ人質ヲ肥前二取置、限府城ヲ限部渡シ、肥前勢ハ引取タリ」。後者の年時を信ずると時系列に合わず、ここは『菊池風土記』の記すように天正六年とすべきであろう。

(四) 同じく『限部物語』によれば、「天正七年戊卯三月廿一日コソ、薩摩島津義久人教ヲ揃肥後ノ菊池ニ寄トキコヘタリ、…何モ城ツヨキ故、イタヅラ二月日ヲ送リケルホドニ、天正七年ヨリ同九年ノ霜月マデ長陣ニ四ヶ処ノ城ヲ一処モ落サズシ帰陣シカネテ有ケル処ニ、薩摩ヨリ急ギ帰陣スベキヨシ申来レバ、カナク本郷能登ハ軍兵ヲ引ツレ終ニ薩摩ヘカヘリケレバ、限部一家モシヅマリケル」

(五) 井沢蟠竜『佐々軍記』によれば、この間の事情を次のように語る。「当国は数十ヶ年守護とてもあらざれば、国中の田島を検地すべしと、生駒小千と云ものに竿を打せ、是までは何町何反といひしを、何石と究めける土俗伝へて生駒軍と云、一區三百六十歩なり。然る所に限部但馬守親永ばかりは菊池山鹿山本の内にて八百町は秀吉より先規のごとく領すべき由の上意にて、御朱印を所持せしむる上は、検地の儀は思ひもよらずとて承引せず、成政此由を聞、甚だ憤深く親永を謀て討べき…」と成政は考えたが、「限部は兼て思設たる事なれば、少も動転の気色なく、便宜の兵をかたらひ、千八百余人にて楯籠り、寄手遅しと待居たり、四人の者共此由をみて成政に注進しければ、同七月二十六日、六千余騎を引率し限府に押よせ」たとする(佐々成政領「肥後」附限部親永逆意事)。「限部物語」も同様の経緯を語る。

【本文】

松囃子能場

一 限府上町の首一に有、正観寺、高野瀬両村の交二なり、この「松囃子」三には菊池家代々の政として、天下国家祈禱のため城内にて毎年正月執行れしといふ、何の代にや出陣二付、正月の興行怠り給ひ、凱陣の上、七月十五日に執行れて以来嘉例と成て、七月十五日に勤来ると云、菊池家断絶たりといへども、此事は限府の神事となれり、依て神殿を表して御飯屋を立、神酒を捧奉り、怠慢なく毎歳勤む、寛文七年より以前の能組四は不知、夫より宝永二年迄は能又は囃子にて勤る、番組附五所持の者有、其後役者不足に依て開口六斗を勤む、即日に御役所に注進七之任方の事何によらず御郡代衆に相違、夫より御上、此以前に日和悪敷して延たる事三度有、三年共に火難有て限府町焼亡す、是偏に神事たる証有、宝暦五亥の年、大風にも不思議有、「享保の比迄は伝聞も多し、古事を知人もあまた有し故、前説八斗にて人能く知之、今享保の時を去事六十年余にて古事を知人増九稀也、因て前説の遺を挙げ、夫菊池家は中関白道隆公より出て藤原氏也一〇、代々子孫繁栄家運長久の御寿、国家安全御祝の申樂、正月新に舞台を將軍木の下にもふけ、この所にて興行有、其後慈照院義政公の時二諷能三初り天下に行れし比は、菊池家持朝、為邦三両公の比に当る、此節より申樂能に易りたり四、菊池公御出陣に障有て、正月に興行叶はず五、正月何日といふ事不分明、七月十五日に易りたれば正月も十五日にはあざりし餅をいひ御出陣有し吉例と云伝ふ、是、今限府にて正月元朝雑煮の前に先やき餅を祝ふ、是は菊池公軍事急にて、やき正月興行のかなわざりし年にはあらずや、御帰陣の上、七月十五日に興行有、是吉例と成て菊池家「代々の神事たり、今に伝る開口の壺番は他になき事にて目出度詞を属せり、舞人は七日以前より別火物いみ深くして一五、是を勤む、若不浄にて勤れば必凶事有、此故を以て山の作物屋台一六征西將軍菊池公を祭り、所繁栄を祈る心を専として勤之、因て今は町の神事となれり、他に類なき神事、且は菊池公の遺沢深く、人民に残る所をおもふべし、今も仮御殿に台の物杯備へ、征西將軍、菊池公に御神酒を奉る、所の惣庄屋、仮殿の内に定座有、開口の発語に天下太平、国土安穩、武運長久、息災延命とあるは即祈禱神事の心をのべたり

按ずるに、翰林胡蘆集^七に云、申樂と云事は秦の川勝に初る。推古天皇の朝、厩戸王子、天神地祇を祭祀し安国の政をしく、因て六拾三番の曲を作り川勝に命じて紫宸殿の前にて大優の技を成さしむ、太子此神樂の神の字を分て申樂と名づく、説文に申は神也といへり^八、大歳神^九、申の方に有時は猿を以是に配す、因て猿樂といふ、神樂を和けて面白たはむれを成を俳優^{一〇}と云也、宇治拾遺^{一一}に曰、内侍所御神樂の夜、職事家綱を召て今宵珍敷からむ申樂つかうまつれと有

然れば古の申樂は舞方も定らずしてすなほ也、後世人の風機^{一二}ひらけ殊に東山殿時代文華甚しければ、申樂を潤色して装束作物等の式^{一三}を極て諷も格別に「出来たりと見ゆ、申樂より起りたる能なれば今は能を申樂といふ

【註】

一首

二 重なり合う所、境。「交」^{あはひ}（『大全早引節用集』）

三 室町期に始まったと思われる正月の芸能。伐った松の枝を担いだり曳いたりして、各戸を廻る祝福の門付けが芸能化したものと考えられている。補註参照。

四 能番組。上演順に能の曲目を並べたもの。寛文七年七月の曲から記録された能番組が、市指定文化財として現存する（菊池市文化財保護委員会編『菊池市の文化財』二〇一四年、菊池市教育委員会）。

五 能番組の記録。

六 能のはじめに、独吟で謡われる祝言の謡。

七 「在方」は「町方」に対する語。田舎の意。在方のことは郡代を通じてお上に報告するのを常とするが、松囃子のことは直接に奉行所に届け出る、ということ。

八 前説。

九 『大全早引節用集』に「増^{まよ}」。

一〇 統群書類従一本、および『新撰事蹟通考』本「菊池系図」は、いずれも藤原道隆から系図を始める。菊池家の始祖をめぐる問題については、近藤安太郎『系図研究の基礎知識 第二巻 中世（II）』（近藤出版社）参照。

一一 足利義政（四三九〇）。室町幕府第八代将軍。文化愛好の気風が強く、猿樂の能も好み保護したため、能樂の隆盛を迎える契機となった。新井白石「俳優考」に、「慈照院殿^{即義政ノ御事東山殿下申キ}此事ヲ好マセ玉ヒシニ、観世音阿弥其子同又三郎、是等ハ其事ノ堪能也シカバ公方ノ御覽大カタナラズ」とある。

一二 「謡（うたい）」や「能」。

一三 持朝は兼頼の男。文安三（四四六）年七月廿八日に卒。為邦は持朝の男。長享二（四四八）年十月廿三日に卒（以上、『系図纂要』）。

一四 それまでの声聞師の松囃子に代わり、観世が松囃子を勤めるようになったことを指すのであろう。

一五 とりわけ火を忌み避けて。

一六 山車（だし）。

一七 室町期の禅僧、景徐周麟の漢詩文集。第十一卷「真贋 観世小次郎画像^{法名宗松号太雅}」に当該の記述有り。「夫優者之伎、始乎秦河勝、今為此伎者、皆其後胤也（中略）推古女主之時、豊聡太子監国、祭祀天地神祇、以布安国利民之政、因作六十六番之面、命河勝弄假貌真、遂於橘内裡紫宸殿前、令作此伎、由是四海波穩、萬民康樂也、太子以其神樂、析神字、名之曰申樂、説文云、申亦神也、大歳在申、以猿配之、故後世称之曰猿樂」。

- 一八 説文は中国の字書。室町期に広く用いられた韻引き字書『古今韻会挙要』の「申」字註には、「〔説文〕申神也、…〔律歴志〕申堅於申、又太歳在申曰涖灘」と。
- 一九 大歳神（たいさいじん）とは、木星を神格化したもの。陰陽道では、申の年であれば申の方位にこの神が位置すると考えた。
- 二〇 新井白石「俳優考」には神楽への言及はないが、「異朝ノ昔、俳優ト云者多クハカクテ有ケル、今モ猿楽ノ時ニ狂言トテヲカシキコトヲ言テ人ヲ笑ハシルコトハ猶其コトノ余風ニテアル也」とする。
- 二一 宇治拾遺物語。鎌倉期成立の説話集。当該の話は巻五「陪従家綱兄弟たがひに謀たる事」（万治二年版本）による。
- 二二 「風気」と同じか。それでよければ、風俗、気風の意。
- 二三 型、様式。

補註

古い時代の松囃子の内容は、都における貴族たちの日記から推察するしかないが、室町初期には公武衆庶を問わず広汎に広まっていたことが知られる。大名など有力者のもとでは、群衆による踊り、仮装、弁舌、造り物、舞など、様々な趣向の凝らされた催しが行われたが、根幹にある松に関する祝言の芸能には本来、声聞師という芸能民が関与していた。なお、同じく声聞師の関与する正月芸能に左義長があり、松囃子と重なるところも多いが、両者の区別・関係についてははっきりしない点も多い。

松囃子におけるはやしことばの興味深い例として、狂言「松やに」に「まつやにやにや、こまつやにや／＼や」（大蔵虎明本）と見え、後掲の「松囃子伝来之開口」に「甚だよく似たものが確認できる。なお、菊池における松囃子の詞章を伝えるテキストとして、「松囃子由来記」がある（吉川周平「菊池の松囃子の詞章について」『日本歌謡研究』第十三号、昭49・3）。その内容は、後に記す東洋文庫本『菊池風土記』の詞章に近いものである。吉川氏は、表章氏紹介の「松囃子書付」にふれつつ、「松囃子由来記」の詞章が本来的な姿であろうことを考証している。

【参考】盛田嘉徳『中世賤民と雑芸能の研究』（雄山閣出版）・渡邊昭五編『芸能文化史辞典「中世篇」』（名著出版）

【本文】

菊池代と神事之御松囃子伝来之開口左ニ記ス

詞

天下泰平、国土安穩、武運長久、息災延命、弓は袋に入、刃は箱に納め、我朝にては延喜の帝の御代ともいゝつべし、唐土にては堯舜の御代とも云つべし、一ハア、目出度御代にて御座候、毎年御嘉例の松をはやし申そふ

松やにやに〇小松やにやに、松がうへにこそとみいやまします、しら毛もはらり、真白毛もはらり、岩根がうへに龜遊ふたり、八百神もそふよの、やよかみもそふよの、西の海もろこし舟のみつき物、かぞへつくさじ君がよはひは、久方の万木もおさまりて、寒暑時をたがへず、四海波しづかにして、風雨枝をならさず、ヤ松によれば千年の鶴か岡のやまヤアエイヤア

一 脇能は老松例格也、是將軍家之外は不叶由承る

宝曆之比御尋に付、御達申上尙通之写^七

一 御松離子能、菊池落城^八以来、隈府町上正観寺村高野瀬村之間、御茶屋前と申所、御能場に定、此所にて毎歳相勤申候、前より御松離子相勤候上に而御注進^九申上候事に御座候、古来より之礎等于今御座候を用、仮舞台毎年仕立相勤申候、往古之舞台は焼失仕候り、御能場正面、征西將軍并菊地公御棧敷掛申候、往昔より掠神木御座候、將軍木と称来り、將軍御棧敷と御神木江蓬萊三方^九之御酒両樽宛備来申候、以前御町奉行衆御座候節、御松離子等御覽之時は菊地公御棧敷より御覽被成候、其以来は御惣庄屋衆為御押^{一〇}、右之御棧敷より御覽被成候、御松離子当日は以前御町奉行衆以来、代々御惣庄屋衆も只今に至迄、菊地遺跡に而御名代様と尊崇仕候、此儀は菊地公以来之遺民故に而御座候、尤為裁判^{一一}正観寺村、輪足村^{一二}藤田村、下河原村、今村、片角村、土豊水村、両迫間村、右村と庄屋中罷出申候、且又御棧敷入用竹木歩方^{一三}等は古来被為 拝領、正観寺村より一切、御松離子場世話仕来候

一 通^{一四}物^{一五}、行列物真似之儀^{一六}、御凱陣奉祝候儀也、今以雲上之城跡に向^{一七}聖堂道より北南、院馬場を通町中江入込^{一八}申候、七月朔日より十五日迄毎夜興行、物真似仕来候嘉例也、追而御達申上、旧例相勤来申候、右之様子に御座候間、神事御松離子等前後し^{一九}別而町中万事相慎申事に御座候^{二〇}

隈府町庄屋

宝曆七年七月

次左衛門

右之通御達申上候所に如旧例無相違相勤候様に被^{二一}仰付候也

一 御松離子の開口^{二二} 禁裏 將軍家の外には無之事と承る、今当所に残れるにて征西將軍当所に居ませし事明也、さる間菊池の遺民たる者は事怠らず勤度もの也

一 通し物、以前は一夜の内に上町先通り、次に下町より又出る、其節は時として争論ケ間敷事有て神事のつゝしみにも不叶事有之、故に安永二年巳七月より上下町一夕越に一ト町宛興行に定る、以後は上下町共に睦敷興行有、尤一夕越の内一年は上町、七月朔日に初む、一年は下町朔日に初む、此事河原惣庄屋三池長左衛門代に定る^{二二} 先長左衛門
後安永ト云 一七

追補

一 寛政八年に隈府町中より之願相済能舞台立^{二三}時の御郡代宮本伝右衛門^{二四}、惣庄屋阿部太郎左衛門^{二五}、町別当中嶋伊次郎、町庄屋源次右衛門、大工頭取西寺村義八、世話人頭取中嶋伊次郎也、押立規^{二六}としたる材木は宗伝次^{二七}、仲嶋伊次郎、竹田屋貞次郎^{二八}三人兼而覚悟せしを此節出合、残分町中より世話也、五月より取懸七月十二日成就

【註】

- 一 東洋文庫本「千年丹鳥霍、万歳緑毛龜ハ、アホ、ア、目出度御代にて…」と続く。
- 二 以下、東洋文庫本では次のように続く。「やよふかりもそふよの。やよふかりもそふよのふ西の海春の色はひかしより。なびきおさまりぬ西の海もろこし舟のみつき物かそへつくさし君かよはひは久方の□万を雲もおさまりて…」。
- 三 底本、右脇に墨筆にて「松やにくより是迄三遍宛」と書き入れ。
- 四 底本、右脇に朱筆にて「はるの色は東よりなびき納りぬ」と書き入れ。
- 五 脇能には「老松」を演ずるのがしきたり、との意。「脇能」は五番立の演能の順序である神・男・

女・狂・鬼の「神」にあたる能。神などが現れ泰平の御代を祝う曲を宛てる。「老松」は世阿弥作の能。北野天神の霊夢に導かれ筑紫安楽寺を訪れたワキ(梅津の某)が、天満宮末社の神である老松と紅梅殿に会い、神木たる松と梅との奇瑞を聞くという内容。

六 將軍家以外では演能しないの意か。ただし実際には、將軍家以外での演能も確認できる。

七 宝暦七年七月に、隈府町別当次左衛門から菊池郡代に出された文書。その町控えは現存する(千種宣夫「御松囃子能」(『熊本県文化財調査報告 第八集』昭42・3)。なお、『年々鏡』(『嶋屋日記』宝暦七年条にも「覚」として、以下の記事が記録されている)。

八 永徳元(一三六)年六月、深堀時久らにより武朝の守る隈府城が落ちたときを指すか。『肥後国誌』には、「菊池代々ノ政事トシテ天下泰平、国家安全、祈禱ノ為メ毎年正月城内ニテ執行アリシ也」と、当初は城内に能場があつたという。なお、千種「御松囃子能」紹介の控え及び『年々鏡』(『嶋屋日記』では「落居」)。

九 蓬莱台。蓬莱飾とも。正月の祝儀に飾る台のもの。しばしば三方(さんぼう)に載せる。四時堂其諺『滑稽雑談』巻一に、「和国の風俗、歳初に盤上に栗・榎・海藻・昆布・野老・蝦、其外果類品々、米など積かさねて、来客に是を進め、自分も是を賞す、名附て蓬莱と言」。

一〇 御押さへとして。監督のために程の意であろう。

一一 諸々を取り仕切るため。『日葡辞書』に「Saiban. *O ter cuidado, et administração da lga ou cousa.*」(物の世話や管理をすること)とある。

一二 人夫、労役。なお、この後の一文は『年々鏡』では脱文。

一三 祭の際の仮装、物まねの行列。通り物。

一四 『年々鏡』「向」を「而」とす。

一五 『年々鏡』「し」を「は」とす。

一六 底本、「開口」の下に「昔よりせりふといふ」と書き入れ。『能番組旧記』寛文七年七月十五日「御松囃子御能番組」にも、「開口」に「セリ婦也」と註記があり、江戸時代には開口を「セリフ」と称していた(吉川周平「菊池の松囃子について」『民俗芸能』第五十五号、昭和50・1)。

一七 (?一七五五)。先祖は筑後国三池の領主。明和二年の七月より河原手永の惣庄屋役に就いたが、寛政四年四月、不行跡により解任される(『嶋屋日記』)。改めての後の名は「安水」が正しいようである。花岡興輝『近世大名の領国支配の構造』参照。

一八 寛政四年四月に郡代として着任(『嶋屋日記』)。

一九 先祖は牢人で苗字帯刀の家。太郎左衛門以降、代々惣庄屋を務める。寛政四年の五月に三池長左衛門の後任として、中山手永から河原手永の惣庄屋として着任(『嶋屋日記』)。

二〇 未詳。

二一 (一七三二一八七)。菊池氏重臣の一族であつたが、その没落後、浪々の末隈府に移り住むようになり、伝次の時、農業・商業を営み一代で財をなした。篤志家の一面があり、多くの慈善事業をなしている。『嶋屋日記』の筆者の一人。

二二 底本、「」 「衛門」と記した上に「貞次郎」と重ね書き。なお、東洋文庫本は「貞次郎」、内閣文庫本は「両右衛門」。寛政期の『嶋屋日記』記事に照らしても、「貞次郎」で誤りない。竹田屋は造り酒屋。

【本文】

月見御殿 文政八酉五月二十五日しるし石建

一 正観寺の後[□]に高き所有、古菊池城院有し所、菊池氏の代に至りて月見御殿有し也、何代目に立しと云事未聞、委は菊池城院の条に出る、余按ずるに菊池重朝公^一の時、臣に忠直^二有、君臣魚水文武並行はる賢侯と奉称べし、一日万句連歌の興行も此所にて会有しにはあらずや^三、万句の発句は城越前守親賢^四写置れしが残て菊池に有、左に記す

文明十三年八月日一日興行万句連歌発句^五

月松 第一 山何

初十句

月やしる十代の松の千との秋

重朝公^一

月萩 第二 何人

萩が枝にをらじこぼさじ月の影

周持^六

月萩 第三 若何

萩の葉に月もなかばの光かな

陽郷 式部少輔^七

月女郎華 第四 何舟

女郎花いく夜か月になびくらむ

頼種^八

月薄 第五 何衣

花薄月にほのめくひかりかな

赤星九郎 重規^九

以上

御屋形様御座敷^一

月蛙 第六 何袋

四方に見る月や蛙の花ざかり

城右京亮 為冬^{一〇}

月槿 第七 初何

見よや猶月の朝がほはなの露

長田式部少輔 基秀^{一一}

月葛 第八 何鳥

ふくる夜の月をかえせ真葛原

合志五郎 重隆^{一二}

月苜萱 第九 白何

かるかやに月もみだるゝすがたかな

馬見塚大和入道 宥道^{一三}

月蘭 第十 薄何

にほひ来て月にもしるしふじばかま

惟之^{一四}

以上右京亮亭会^一

月薦 第一 村何

薦やてる月ひとしほの木の間哉

隈部上総助 忠直^{一五}

二十句

月柏 第二 千何

かげひろみ月も名におふ柏かな

石貫民部少輔 安元^{一六}

月苔 第三 何田

月ならで苔地に秋のいろもなし

西福寺 広誉^{一七}

月紅葉 第四 何路

いくしほにうつるや月の下もみぢ

季空^{一八}

月蓬 第五 唐何

月もさぞよもぎが島の秋の宿

以上隈部上総助亭会

月篠 第六 玉何

影ふけぬ月も夜さむの小ざゝかな

月藻 第七 四字上下略

浮草のひまに月有るみぎわかな

月檜原 第八 御何

空清しひばらに曇る秋の月

月杉 第九 何舟

ほのかなる月は杉間のひかりかな

月森 第十 山何

かげ高き森は梢や月の秋

以上宮崎兵部少輔亭会

月林 三字中略

三千句

影高き月にうらむるはやし哉

月蘭 第二 御何

更て行月さへおそき菌生哉

月竹 第三 薄何

竹に月いろをわけたる末葉かな

月柳 第四 糸何

散る音を月のあらはず柳かな

月槿 第五 玉何

まきの葉は月をへだつる木陰哉

以上竹崎伊豆守亭会

月露 第六 何木

露に猶ひかりをそふる月夜かな

月雨 第七 夕何

月に今雨ものこらずはれにけり

月村雨 第八 何人

月入ぬはしやむら雨夜半の秋

月時雨 第九 何路

秋のゆく空はしぐれて月もなし

月霜 第十 何田

入る月のひかりを残す秋の霜

以上山北对馬守亭会

月霧 第一 何木

四千句

月は今きり間にしるきひかり哉

宗大和守 重信 一九

宮崎兵部少輔 重作 二〇

頼道 二一

方保田丹後守 守経 二二

吉田兵部少輔 公貞 二三

弘生式部少輔 朝氏 二四

竹崎伊豆守 惟岑 二五

竹崎安芸守 惟氏 二六

延命軒 慈我 二七

島崎右京亮 公興 二八

高倉因幡守 守俊 二九

山北对馬守 邦統 三〇

鬼島出羽守 邦久 三一

伊牟田兵部少輔 家吉 三二

西山河内守 経道 三三

三四

関部伊豆守 邦家 三五

月雲 第二 山何

八雲たつ昔の月か夜半の秋

月風 第三 何路

風わたる月ひかりそふみ空かな

月野分 第四 白何

秋の声月におもはぬ野分かな

月嵐 第五 初何

深る夜の月に声そふあらし哉

以上関部伊豆守亭会

月空蟬 第六 何舟

日ぐらしの声よりいそぐ月夜哉

月鵲 第七 何色

行月の鵲しるし天つそら

月雁 第八 何人

月やよむ雁ぞつらなる文字の声

月鶴 第九 何風

友鶴の声もすみゆく月夜哉

月千鳥 第十一 一字露頭

幾秋の月になれむ小夜千鳥

以上平山遠江守亭会

月日 第一 何人

五千句

あひおひの光は今朝の月日かな

月星 第二 何木

星やその月の宮守宿直人

月電 第三 何色

月更ぬたゞ電のひかり哉

月朝 第四 何心

人はいさながめは月の朝かな

月夕 第五 白何

夜をこめて残れゆふべの空の月

以上若園山城守亭会

月山 第六 何道

ふけにけり遠山ちかき夜半の月

月峯 第七 何色

見るもおし嶺近くなる空の月

月岡 第八 何舟

岡越やひかり先みる夜半の月

月洞 第九 夕何

夜半にだにねぬべき物は洞の月

高崎近江守 元雄 三六

島長門守 宗次 三七

平川与三衛門 高冬 三八

北島新左衛門 氏世 三九

平山遠江守 盛世 四〇

赤星中務允 有継 四一

佐藤駿河守 邦佐 四二

隈部又十郎 重元 四三

市田美濃守 惟実 四四

若園山城守 忠幸 四五

西山伊賀守 安貞 四六

伊牟田加賀守 守親 四七

城六郎 重岑 四八

小森田八郎右衛門 邦治 四九

小森田兵部少輔 重世 五〇

石貫主税介 廣政 五一

小森田三河守 経世 五二

宇津宮次郎 貞綱 五三

月杣 第十 山何

くれぬれば月にひかるゝ杣木かな

以上小森田兵部少輔亭会

月滝 第一 何草

六千句

月に滝見そへてうかぶひかりかな

月島 第二 千何

月ひとり八十島めぐる光哉

月海 第三 何路

波見へて月浮び来る海辺哉

月潮 第四 白何

さすしほに江をてる月の光かな

月河 第五 何舟

契り有て月すみななるゝ川辺哉

以上隈部讚岐守亭会

月水 第六 玉何

月にのみ心にすめる秋の水

月流 第七 何衣

月すめば秋よりさむきながれ哉

月淵 第八 青何

淵に見て心もふかし秋の月

月沼 第九 山何

岩がきのかげや隠沼月の秋

月瀬 第十 何人

ふけわたる月もはや瀬の波路哉

以上山口九郎右衛門亭会

月浦 第一 何路

七千句

月はたゞ浦回ウラワの秋のひかり哉

月礒 第二 御何

月に声あら礒崎の潮かな

月岸 第三 何田

波に月もるこそ岸の植木かな

月洲 第四 千何

秋津洲の月もくもらぬめぐみ哉

月江 第五 何風

すむ月の影もほそ江の浪間哉

以上阿佐古式部亭会

月浜 第六 何松

幾秋の月のやどりかはまびさし

塚本伯耆守 親勝 五四

隈部讚岐守 基家 五五

桜井播磨守 公綱 五六

南福寺 長朝 五七

荒尾和泉守 泰直 五八

伊牟田上野入道 宗興 五九

山口九郎右衛門 朝昌 六〇

佐藤兵部少輔 邦則 六一

久多羅木伯耆守 良直 六二

安楽院 契教 六三

桜井大蔵少輔 公岑 六四

阿佐古式部掾 武貞 六五

瀬田兵部少輔 武宗 六六

竹崎出雲守 惟円 六七

岩野山城守 道時 六八

秋蔵備前守 公尚 六九

早岐山城守 邦政 七〇

月沢 第七 初何

沢に見る月にはよその秋もなし

月井 第八 何舟

底清き岩井に寒し秋の月

月橋 第九 片何

行やらでみるや橋守波の月

月舟 第十 何垣

月清し御舟遊の夜のなみ

以上早岐山城守亭会

月真砂 第一 何木

八千句
世々の数積るや真砂秋の月

月巖 第二 何世

天人の袖か岩尾の月しろし

月田 第三 何人

てる月もなびく田面の稲葉哉

月野 第四 何路

見る月や心のかぎり野辺の秋

月原 第五 何舟

月遠しさはるかたなき原の秋

以上山井勘解由允亭会

月里 第六 山何

月は世の千里にうつす都哉

月庵 第七 白何

月待と我まづ出る庵かな

月庭 第八 何鳥

影寒し有明の月の秋の庭

月垣 第九 石何

月に見て玉垣ならぬ夜半もなし

月籬 第十 何田

かたづけば月も見えなく籬哉

以上内古閑刑部掾亭会

月軒 第一 山何

九千句
秋寒し軒端にふくる夜半の月

月屋 第二 朝何

ふりにけり月を見るべき板屋哉

月窓 第三 何人

さやかなる月こそ秋の窓の雪

元昭 七二

早岐六郎次郎 英冬 七二

合志藏人佐 隆門 七三

平川和泉守 惟親 七四

山井勘解由允 重統 七五

内古閑図書助 頼統 七六

石貫広福寺 源宥 七七

内古閑周防守 成長 七八

隈部八郎 重治 七九

内古閑刑部 為載 八〇

佐藤大和守 為春 八一

隈部八郎三郎 朝夏 八二

雪野院主 祐泉 八三

隈部次郎右衛門 武治 八四

長野太郎 重郷 八五

鹿子木兵部 重貞 八六

長野修理亮 左俊 八七

月戸 第四 白何

見もあかで月の徘徊かな

隈部式部少輔 元成 八八

月門 第五 何木

明るまで月も老せぬ門もがな

佐藤式部少輔 為成 八九

以上長野太郎亭会

月床 第六 二字通音

友なれや月に馴ぬる秋の床

隈部対馬守 忠門 九〇

月簾 第七 一何

明て猶月も色そふ簾かな

城伊豆守 朝成 九一

月道 第八 山何

関もがな空に道有夜半の月

隈部近江守 清本 九二

月陌 第九 唐何

月に人出てたゞずむ陌かな

九三

月村

村遠き梢を月の見あら哉

道田加賀守 邦世 九四

以上隈部対馬守亭会

月筵 第一 何人

替むしる心をのぶる月夜かな

願成寺 弥阿 九五

十千句

月鐘 第二 何風

暮る夜の鐘より月に成にけり

願行寺 吾阿 九六

月擣衣 第三 薄何

月に打声幾千度さよ衣

伊牟田勘解由 朝広 九七

月糸 第四 何物

色そふや千染の糸の夜半の月

方保田藤左衛門 良清 九八

月袖 第五 名何

暮ぬれば月のさそはぬ袖もなし

木葉遠江守 信治 九九

以上願成寺座

月弓 第六 何路

月や弓空にひかるゝこゝろ哉

勝藏坊 長尊 一〇〇

月鏡 第七 三字中略

世にむかふ月はちりなきかゞみ哉

高倉出羽守 家俊 一〇一

月扇 第八 何舟

月見れば秋にもおかぬあふぎ哉

隈部新左衛門 弘直 一〇二

月神祇 第九 何垣

影すめる月は御池のこゝろかな

多門院 珠長 一〇三

月祝言 第十

秋の月御代を時なる光かな

常楽寺 長勢 一〇四

以上多門院座

諸神法楽

夜ぞおしき月は残れるあした哉

重朝公¹⁰⁵

弘治丙辰孟春七日書之

城越前守親賢 書判

右揃の万句は隈部忠直筆者にて藤崎宮に奉納有しと承る

」

【註】

- 一 「孔子堂」註三参照。
- 二 隈部忠直（一四六一―一四九四）。隈部朝豊の男（『新撰事蹟通考』所引「隈部系図」）。持朝・為邦・重朝の三代に仕えたとされる菊池家の有力家臣。文事に秀で、その名は京五山にも伝わっていた。
- 三 掲げられた発句に見られるよう、すべて「月」を付した題になっていることからの推測であろう。
- 四 城親賢。城氏は菊池能隆の子隆経が、城越前守と称したのに起る。『新撰事蹟通考』卷二十一所引の系図によると、親冬の男。始め大友家に従い、天正六年以後島津家に属したという。天正九年十月二十九日の卒。
- 五 東洋文庫本、以下の万句発句を欠く。
- 六 周持、伝未詳。古記集覧本、句の表現「おらじ」を「おちし」とする。
- 七 古記集覧本「北里為房^{イ高}」。『菊池市史上巻』所掲佐々家蔵本では「北／高房」。北里氏は阿蘇家重臣の一族（『姓氏家系大辞典』）。また北氏であれば永正元年菊池政隆侍帳に「北山城守 公村」の名が挙がる。古記集覧本、句の表現「萩」を「萩」に。補註参照。
- 八 古記集覧本「温江式部太輔／頼種」。佐々家本「湯郷式部少輔／頼種」。湯郷（ユノゴウ）氏は菊池政隆侍帳に「湯郷治部允頼常」の名が見える。なお、菊池持朝侍帳にはその筆頭に「海野式部少輔頼種」の名が見える。
- 九 赤星重規。政継の子（『新撰事蹟通考』）。
- 一〇 城為冬。冬時の子（『新撰事蹟通考』）。ただし『新撰事蹟通考』が指摘するように、『菊池軍記』卷六の系図では為昌の子とする。菊池持朝侍帳に「城右京亮為冬」。なお、文明四年八月十九日付書状あり（阿蘇家文書）。古記集覧本・佐々本、題および句中の「蛙」は「桂」。
- 一一
- 一二 古記集覧本、佐々本とも「合志太郎」。『新撰事蹟通考』「合志系図」によれば「隆祐」の子。但し「合志五郎」とする。句中の「かえせ」を佐々本「かへせ」、古記集覧本「かへし」。
- 一三 古記集覧本「高見塚」「定盛」、佐々本「馬見塚」「宥盛」。菊池持朝侍帳に「馬見塚大和入道宥成」。
- 一四 古記集覧本、佐々本とも「木山三河守／惟之」。木山氏は益城郡木山村より起こった一族。現在の益城町寺迫に居城を構えていた。
- 一五 註二参照。古記集覧本、賦物を「何村」とする。
- 一六 菊池持朝侍帳に「石貫民部少輔安元」（『姓氏家系大辞典』）。古記集覧本、賦物「手何」。
- 一七 伝未詳。西福寺は菊池五山の一つ。
- 一八 古記集覧本「教空^{イ孝}」、佐々本「孝空」。伝未詳。古記集覧本、句中の「うつるや」を「うつすや」。
- 一九 兼信の子。菊池重朝から一字を授けられ名とした。岩野山の道祖城（現在の熊本市北区植木町大字岩野）を居城とした（『新撰事蹟通考』「宗氏系図」）。
- 二〇 古記集覧本、「兵部太輔^{イ少}」。伝未詳。古記集覧本、句中の「小ぎゝかな」を「小篠原」。

- 二一 古記集覽、佐々本とも「白石常陸介／頼道」。菊池持朝侍帳に「白石常陸助頼道」(『姓氏家系大辞典』)。
- 二二 古記集覽本、「丹後守」を「丹波守」。方保田氏は菊池氏から分かれた一族。菊池持朝侍帳に「方保田丹後守守経」(『姓氏家系大辞典』)。
- 二三 菊池持朝侍帳に「吉田式部少輔公貞」(『姓氏家系大辞典』)。
- 二四 古記集覽本、「式部太輔」少イ。弘生(ヒロフ)氏は合志氏から分かれた一族。菊池持朝侍帳に「弘生式部少輔朝氏」(『姓氏家系大辞典』)。また、古記本、句の末尾「秋月の秋イの月」。
- 二五 竹崎氏は阿蘇氏の庶流。菊池持朝侍帳に「竹崎伊豆守惟岑」。古記集覽本、句の初めを「かけ高イミみ」。
- 二六 佐々本・古記集覽本とも、次の第三発句と作者が入れ替わっている。菊池持朝侍帳に「竹崎安芸守惟氏」。古記集覽本、句の初めを「深本のまて川」。
- 二七 伝未詳。
- 二八 島崎氏は菊池氏から分かれた一族(『姓氏家系大辞典』)。公興もこれと同族か。菊池持朝侍帳に「島崎右京亮公興」。
- 二九 高倉氏も菊池氏から分かれた一族(『姓氏家系大辞典』)。菊池持朝侍帳に「高倉因幡守守俊」。古記集覽本、賦物を「何玉」。
- 三〇 玉名郡山北村より起こった相良氏の一族(『姓氏家系大辞典』)。菊池持朝侍帳に「山北対馬守邦統」。
- 三一 古記集覽本、「鬼嶋」岡イ。菊池持朝侍帳に「鬼島出羽守久邦(ママ)」(『姓氏家系大辞典』)。
- 三二 薩摩の藺牟田氏と関係あるか。菊池持朝侍帳に「伊牟田兵部少輔家吉」(『姓氏家系大辞典』)。なお内閣本、この一句脱落。佐々本・古記集覽本、句中の「はしや」を「よしや」につくる。
- 三三 菊池持朝侍帳に「西山河内守経道」(『姓氏家系大辞典』)。
- 三四 諸本作者を「赤星遠江守／有信」とす。重規の叔父。『新撰事蹟通考』の系図によれば「又三郎／遠江守」。また菊池持朝侍帳に「赤星遠江守有信」(『姓氏家系大辞典』)。なお佐々本、句中の「光を残す」を「光を残せ」に作る。
- 三五 古記集覽本、「関部」を「里部」に。佐々本・古記本「邦宗」。関部氏は、菊池十八外城の一つ亀尾城(現在の菊池市七城町亀尾)を居城とした。菊池持朝侍帳に「関部伊豆守邦宗」(『姓氏家系大辞典』)。古記本、題を「月霄」。
- 三六 佐々本「高嶋近江入道」、古記集覽本「高嶋」イ馬。永正元年菊池政隆侍帳に「高嶋近江守元房」との名が見える。
- 三七 伝未詳。肥後文献叢書本、佐々本、句中「風わたる」を「風わたり」に。
- 三八 内閣本「平川」を「市川」に。古記集覽本、「平山与三左エ門■尉／房冬」とし、なお「除河三左エ門高冬イ」と異本註記。平川は合志氏の一族。『新撰事蹟通考』合志系図によれば、隆朝の子の高冬に「平川与三左衛門」とある。古記本、題を「月暮風」野分イ。
- 三九 古記集覽本、「北嶋宸左エ門尉」系イ。菊池持朝侍帳に「北島新左衛門氏世」。
- 四〇 菊池氏の一流。現在の山鹿市平山から起こった。菊池持朝侍帳に「平山遠江守盛世」(『姓氏家系大辞典』)。
- 四一 赤星有継。為継の子、重規の叔父(『新撰事蹟通考』)。菊池持朝侍帳に「赤星中務丞有継」(『姓氏家系大辞典』)。
- 四二 古記集覽本、「佐藤」を「伊藤」に。菊池持朝侍帳に「佐藤駿河守邦佐」。

- 四三 佐々本「重光」。『新撰事蹟通考』は忠直の子重元に「又十郎」とするが、菊池風土記卷六「源家隈部系図」ではこれを「重光」とする。菊池持朝侍帳に「隈部又十郎重光」(『姓氏家系大辞典』)。古記集覽本、賦物を「何目^{イ風}」とし、句と作者を欠く。
- 四四 古記集覽本、「惟寛」を「惟美」に。飽田郡市田(現在の熊本市横手、春日、古町辺り)より起こった。菊池持朝侍帳に「市田美濃守惟寛」。
- 四五 古記集覽本、「若園^{花イ}」「忠幸^{年イ}」。菊池持朝侍帳に「若園山城守忠孝」。
- 四六 古記集覽本、「伊賀守^{入道イ}」。菊池持朝侍帳に「西山伊賀入道安貞」。
- 四七 菊池持朝侍帳に「伊牟田加賀守守親」。古記集覽本、賦物「夕何」。句中の「電」を「いなつま」に。
- 四八 城重峰。為冬の子。ただし『新撰事蹟通考』によれば親峰の男とするものもあるという。菊池持朝侍帳に「城六郎重岑」。明応八年九月十日に隈部朝夏との連署状あり(西巖殿寺文書)。古記集覽本、句中の異同あり「なかめは月^{のイ}は」。
- 四九 佐々本「八郎左衛門」、古記集覽本「八郎左衛門尉」。菊池持朝侍帳に「小森田八郎左衛門邦治」。
- 五〇 菊池持朝侍帳には「小森田兵部少輔重世」とある。
- 五一 古記集覽本、次の作者と入れ替わり、双方に異本註記を施す。但し異本註記には「広政」を「広世」に。菊池持朝侍帳に「石貫主税助広政」。
- 五二 菊池持朝侍帳に「小森田三河守経世」。
- 五三 菊池持朝侍帳に見える「宇都宮新太郎綱行」の親族か。佐々本、句中の「物は(或いは「物かか)」。古記集覽本、「此処発句作者消而不見」として欠落。
- 五四 菊池持朝侍帳に「塚本伯耆守親勝」。
- 五五 隈部基家。忠直の兄弟。菊池持朝侍帳に「隈部讃岐守基家」。
- 五六 菊池持朝侍帳に「桜井播磨守公綱」。
- 五七 古記集覽本「南福寺^{禪イ}／長明^{朝イ}」。南福寺は菊池五山の一つ。現在の菊池市出田にあった寺。長朝については伝未詳。
- 五八 玉名郡荒尾より起こったかとされる一族。菊池持朝侍帳に「荒尾和泉守泰直」。古記集覽本、句中の表現に異同あり「にほてる月^{江ライ}の」。
- 五九 佐々本「宗与」。菊池持朝侍帳に「伊牟田上野入道宗与」。
- 六〇 古記集覽本「山口九郎左エ門尉」。菊池持朝侍帳に「山口九郎右衛門朝昌」。
- 六一 古記集覽本「郡^{郡イ}則」。菊池持朝侍帳に「佐藤兵部少輔邦則」。
- 六二 佐々本・古記集覽本「久多羅木」を「久多良木」。久多良木の姓は、現在の八代郡坂本村久多良木から起こったか。菊池持朝侍帳に「久多良木伯耆守良直」。古記本、句末を「秋の水」。
- 六三 伝未詳。
- 六四 古記集覽本「桜井大蔵太輔」。菊池持朝侍帳に「桜井大蔵少輔公岑」。
- 六五 菊池郡阿佐古村より起こる。隈部氏から分かれた。『新撰事蹟通考』隈部系図に「領^二菊池郡阿佐古村^一因而改^二家号^一為^二阿佐古^一」。菊池持朝侍帳に「阿佐古式部少輔武貞」。
- 六六 古記集覽本「瀬田治部少輔」。阿蘇郡瀬田村より起こる。合志氏の同族。菊池持朝侍帳に「瀬田兵部少輔武宗」。
- 六七 古記集覽本「竹崎出羽守^{雲イ}」。菊池持朝侍帳に「竹崎出雲守惟円」。佐々本、当該句「殖木なれ」。
- 六八 山本郡岩野庄より起こる。菊池持朝侍帳に「岩野山城守道時」。
- 六九 菊池持朝侍帳に見える「秋蔵周防守公俊」と同族であろう。古記集覽本、句の初めを「すむ月に」。

- 七〇 佐々本「早波」、古記集覽本「早岐山城守／政長」。菊池持朝侍帳に「早波山城守邦政」。
- 七一 古記集覽本「元昭^{眼イ}」。伝未詳。
- 七二 佐々本「早波」、古記集覽本「早岐^{浪イ}」「莫冬^{英イ}」。菊池持朝侍帳に「早波六郎次郎英冬」。古記本、句中の表現に異同あり「石井にさひし」。
- 七三 隆祐の子。現在の天津町真木にあった真木城に居した。文明十五年の歿（『新撰事蹟通考』。古記集覽本、句頭「過やらて」。
- 七四 註三七「高冬」の同族であろう。
- 七五 菊池持朝侍帳に「山井勘解由允重統」。
- 七六 古記集覽本「内田^{内古閑イ}図書助」。山本郡内古閑村より起こる。菊池持朝侍帳に「内古閑図書介頼統」。古記本、賦物「世何」。
- 七七 古記集覽本「石貫」を「石村」に。註一五「石貫安元」と同族であろう。
- 七八 佐々本「誠長」、古記集覽本「誠長^{成イ}」。菊池持朝侍帳に「内古閑周防守誠長」。
- 七九 忠直の叔父。菊池持朝侍帳に「隈部八郎重治」。
- 八〇 佐々本「刑部録」。菊池持朝侍帳に「内古閑刑部録為載」。古記集覽本、句頭の表現「月か世の」。
- 八一 菊池持朝侍帳に「佐藤大和守為春」。古記集覽本、句中に異本註記あり「我^{先ち}まつ出る^歟」。
- 八二 忠直の子。菊池持朝侍帳に「隈部八郎三郎朝夏」。明応七年九月十四日、同八年九月十日の城重岑との連署状あり（『熊本県史料』西厳殿寺文書）。
- 八三 佐々本「雪野」を「霜野」に。雪野であれば現在の菊池市雪野。『国郡一統誌』に「雪野 赤松山月輪寺^{大慈権現} 八幡 地藏 観音 善竜寺^{一向宗}」。また霜野であれば現在の鹿央町霜野となろう。『国郡一統誌』に「霜野山康平寺 本尊千手観音」とあり、「永正年中内古閑形部太夫藤原長載築城」の下野山城があったとされる。
- 八四 古記集覽本「隈部三郎左衛門^{右イ}」。忠直の兄弟。菊池持朝侍帳に「隈部次郎右衛門武治」。
- 八五 註八六「長野右俊」の子。菊池持朝侍帳に「長野太郎重卿」。
- 八六 鹿子木氏は飽田郡鹿子木庄から起こる。菊池持朝侍帳に「鹿子木兵部少輔重貞（ママ）」。
- 八七 佐々本「右俊」、古記集覽本「忠俊」。『新撰事蹟通考』隈部系図に「領^三山鹿郡長野村^一因而改家号^二為^三長野^一」。註六四「阿佐古武貞」とは兄弟。菊池持朝侍帳に「長野修理亮右俊」。
- 八八 佐々本「民部少輔」。『隈部系図』でも「式部少輔」ではなく「民部少輔」、「但馬守」。忠直の子。菊池持朝侍帳に「隈部民部少輔元成」。句中の「俳」は底本「俳」。諸本を参照し改む。なお佐々本は「俳」とも「俳」とも読めそうな字で記し、左脇に「俳」と補記。右に「タ、ズム」と付訓あり。古記集覽本など「やすらふ」とするのが正しいか。『大全早引節用集』に「俳^{やすらふ}徊^い」。
- 八九 菊池持朝侍帳に「佐藤式部少輔為成」。
- 九〇 長治の子。菊池持朝侍帳に「隈部対馬守忠門」。佐々本・古記集覽本、賦物「二字返音」が正しい。
- 九一 古記集覽本「城伊賀守^{豆朝イ}／邦成^{朝イ}」為賢の子。菊池持朝侍帳に「城伊豆守朝成」。
- 九二 古記集覽本「清本^{青イ}」忠門の子。菊池持朝侍帳に「隈部近江守清本」。古記本、賦物「上何」。
- 九三 佐々本・古記集覽本「赤星修理亮／有直」。有信の子。註四〇「有継」の甥（『新撰事蹟通考』。菊池持朝侍帳に「赤星修理亮有直」。
- 九四 菊池持朝侍帳に「道田加賀守邦世」。佐々本、句中「見あて哉」。内閣本は底本と同形の文字を記し「マ、」と傍記。
- 九五 願成寺は人吉の願成寺か。当時、相良為統と菊池重朝とは交流があった。

- 九六 古記集覽本「其阿^{音イ}」。願行寺は、現在の玉名市高瀬新町の時宗寺院、藤沢清浄光寺五世他阿の開山と伝える。永正元年に菊池氏から寺領安堵がなされている（願行寺文書「菊池氏家臣連署奉書」玉名市史資料編5）。古記本、賦物「何目」。
- 九七 菊池持朝侍帳に「伊牟田勘解由允朝広」。古記集覽本、句に異同あり「月に みつ声幾千度^{夜イ}」。
- 九八 菊池持朝侍帳に「方保田藤左衛門良清」。古記集覽本、賦物「月慈^{音イ}」。
- 九九 木葉氏は玉名郡木葉村より起こる（『姓氏家系大辞典』）。佐々本、賦物「夕何」。古記集覽本、「此句作者消テ不見^イ」として句を欠く。
- 一〇〇 勝藏坊は、菊池五山、東福寺内の僧坊の一つ（『菊池風土記』巻四）。
- 一〇一 古記集覽本「家俊^{音イ}」。高倉は菊池氏の同族。菊池持朝侍帳に「高倉出羽守家俊」。
- 一〇二 註七八「重治」の子（『新撰事蹟通考』）。菊池持朝侍帳に「限部新左衛門弘直」。
- 一〇三 古記集覽本、「多門院」なく「誠長」のみ。多門院は東福寺の僧坊の一つ（『菊池風土記』巻四）。
- 一〇四 現在の益城町小池にあつた常楽寺か。なお、東福寺の僧坊の一つに「常楽坊」あり。古記集覽本のみ賦物「何木」。
- 一〇五 古記集覽本、句の初めを「夜に」とする。

補註

永正元年菊池政隆侍帳（家臣交名）および以下頻繁に引用する嘉吉三年菊池持朝侍帳（家臣交名）は、花岡興輝（校訂解説）「菊池古文書」（『熊本史学』第二十八号、一九六四年十二月）による。この菊池万句発句に見られる作者の註を一覧すれば自ずと窺われるように、発句作者の大半が後者の「侍帳」にかさなっている。さて、ここで問題となるのは、この交名がこの嘉吉三年（一四四三）の持朝の侍帳とされることである。年時を信頼するならば、当該万句の張行されたとされる文明十三年（一四八二）まで四十年近くの間、七十名以上の家臣団が交替もせず菊池家を支え続けたことになる。註二に記した限部忠直のように、持朝・為邦・重朝の三代に仕えたとされる人物の存在は、上記の可能性を一概に非現実的と葬り去ることを許さぬ事実ではあるが、一方で二十年余り後の永正元年（一五〇四）の交名では、発句作者に全く重なりを見ないことの意味は大きい。

持朝侍帳に関する史料批判という意味でもう一つ気に掛かるのは、その筆頭に掲げられる「海野式部少輔頼種」を「湯郷頼種」の誤写としてよければ、以下、概ね万句発句に登場する順に名前が列挙されている事実である。仮に侍帳が菊池家家臣の序列を示すものとしてよければ、万句の発句の割り当ても、そうした序列意識のもとに為された可能性もある。そのように考えれば、両者の一致は合理的に説明できないこともない。だが、所々に僧侶の発句作者が入ることで、実際の万句発句はどのような規範性だけでは理解できないのが実情だ。むしろ逆に、侍帳の年時の疑問と合わせて考えるに、これが万句発句を利用した偽文書である可能性も、あながち否定できないように思われる。

但し、万句発句の作者の中には、武士でありながら侍帳には名前が見出せない者もあり、即断を許さない。いまは上記の事実のみ記し、今後の検討に委ねることとする。

【本文】

赤星村舟渡場

一 昔は今の場所より上にのぼり、北宮の淵「尻辺に有て、船頭も北宮村に有し由、熊本立町伊勢堂に居られし成就院^二寺尾野大円寺^三に住居の時願立、今の所に移ると云、年代未

聞

古の大道

一 守山城有し比は、西寺村諏訪原より築池村に今井手筋の塘路通りたる大道有て、築池より又北に曲り、守山城の後口通り平野村に通し道有り、奥の村と此より隈府表にも往還せしと云、今は守山城跡と月見御殿跡との間、大道となる」

うば坂

一 前に云、今の大道筋四、其内守山天守跡と月見御殿跡との間のり越の坂を云、赤星道半、竜造寺より攻られし時事、不意に出たればあはてふためく折から、乳母、此道にて折ところびし故に名といふ

雪野金山

一 延宝六年午正月中旬、雪野村五内赤松と云所に金山の見立有て、御役人山崎平太夫、清田与三右衛門兩人、被差立堀方有之候へども、金不出候に付止ム

侍坂

一 土豊水六栗田アツの間の坂を云、守山の城より東北の外城」に付たる侍の通ひ道なれば名たる敷

馬場

一 木庭村七に有、城越前守上林の城八に被居候節の馬せめ場と云

雨が塔

一 生味村九に有、野原堆所に一ツの石有、早魃の節村民ケンベツ軒別に麦から一〇一把宛を出し、此石を焚時は必ず雨降といふ、此名如何なる故といふ事未聞

伽監石

一 赤星村、氏神天満宮二より南に当り村際道端に立石有、伽監といふ、其故事未聞」

金懸松

一 稗方村三に有、俗に米原長者の金かけ松と云、不審猶尋ぬべし

黄金塚

一 木山村三の内に有、俗に米原長者のこがねを納し所といふはあぐるにたらず、是古の窟室ならん敷

【註】

一 北宮大明神の社前の淵。『肥後国誌』北宮村「長淵」の項に、「里俗、北宮ノ淵ト云、又ハイダ淵ト云」と記す。

- 二 伝未詳。
- 三 寺尾野は、現在の菊池市竜門の西部。建武年間には城もあった。大円寺跡は、一説にこの寺尾野城跡とも伝えられる。菊池風土記は、文覚上人建立との俗説を記録している(巻四)。
- 四 前項「古の大道」の最後にふれられている「守山城跡と月見御殿跡との間」の「大道」。
- 五 現在の菊池市雪野。
- 六 土豊水(とりゆうず)村は、現在の菊池市豊間。
- 七 現在の菊池市木庭(こば)。
- 八 十八外城の一つ。城林城(じょうばやしじょう)。
- 九 生味村(おうみむら)は、現在の菊池市重味(しげみ)。
- 一〇 麦藁。
- 一一 赤星村は、現在の菊池市赤星。天満宮は赤星村の西方にある赤星菅原神社。『肥後国誌』所引「陣迹誌」には、赤星村の西に「早鷹天神」の存在を記しており、これと同じものと思われる。
- 一二 現在の菊池市稗方。
- 一三 現在の山鹿市菊鹿町松尾・池永。

【本文】

鎮西八郎面像石

一 市ノ瀬村^ニ、大通山聖知寺^ニといふ寺跡の後、纒の山中に大成石有、其面に像を切付たり下は苔に埋れて面斗見ゆ、人により面斗切付たりといへども吟味せしに全体有由、鎮西八郎の面像といふ事、俗の「唱誤ならんか、按るに此寺、正觀寺の下にて雨溪和尚の隠居し給ふ所と云、今の面像石に切付たるは達磨の面像にては有間敷敷、大体だるまの絵像に似たり、見る人皆しかいへり

鉄山

一 山崎、野間口両村^三の交迫間川端^{アハイ}に有、宝曆十二年午の八月比、川原に炉場出来、同十月よりふき初む、鉄砂は川筋所とより出る、見立の役人は斎藤長左衛門、森十右衛門、北川又右衛門、伊村左次郎なり、鉄の性甚剛にしてほろし^四、依て同十三年末の八月止^ム、ふき方の者は石見国より御雇有、八十人程も来る、止方の節に皆帰^ル」

河原会所

一 河原左衛門代迄は河原村^五に居す、文右衛門、七右衛門に至、藤田村^六に所替、諸左衛門代隈府に移る、所は奥村屋敷^{今宗文五郎七居候処}、河野茂次郎、沢彦左衛門、高木形右衛門^八相続居す、三池長左衛門代に至、会所町家近く火用心悪敷候に付、奉願、安永九年三月末より四月に懸、院馬場に移す、屋敷四反七畝、此床地代移方失墜^九、共に宗伝次^{一〇}寸志仕成就の上、本の会所床地、宗伝次に拝領、且又御紋附之麻上下、帷子拝領させらる、長左衛門廿四年相勤、子平左衛門退役、寛政 年、阿部太郎左衛門に被仰付当役相勤む

深川会所

一 深川市郎右衛門^{本姓高木}代迄は深川村に居す、平井嘉右衛門代より袈裟尾村に移る、其子

次右衛門家督本名御免有て平井を名乗る、其子平井勘兵衛、当役相勤む

御用宅

一 御郡代衆御出在之節、逗留之所也、大林寺村内立石村に有、宝曆の初比に始て建

【註】

- 一 現在の菊池市市野瀬。
- 二 『国郡一統志』には「市瀬 大通山聖智寺齋堂」とある。『肥後国誌』は、「年代等不分明、旧正観寺ノ末寺、禅跡也、本尊薬師仏、開山ハ正観寺十四世雨溪和尚也」と記し、「面石像」については「正智寺廢跡ノ後纔ノ山中ニ大ナル自然石ニ鎮西八郎為朝ノ面像トテ面バカリ彫付タルト見ヘル如クアリ、軀ハ苔底ニ埋ム、案ニ当寺ハ雨溪和尚ノ隱居寺也シト云フ、今ノ面像ハ達磨ヲ彫タル面像ニハアラズヤ」と、『菊池風土記』を祖述した内容になっている。

三 現在の菊池市七城町山崎、菊池市野間口。

四 内閣文庫本「ほろし」。東洋文庫本「ほろし」。これに対し大江田家本は「もろし」、意味はこれが最も通じやすい。

五 現在の菊池市下河原。

六 現在の菊池市藤田。

七 宗伝次の子。天明五年から寛政四年にかけての記録『永代後用実録日記』（『嶋屋日記』）を残している。なお、東洋文庫本・内閣文庫本「文九郎」。大江田家本「文五郎」。文九郎は文五郎の弟、寛政四年から九年にかけて『永代後用実録』を残す。

八 底本「高木形右衛門」の部分、貼り紙訂正による記載。

九 意不明。

一〇 「松囃子能場」の「追補」の項参照。

【本文】

博泉水足先生「書院

一 隈府町西照寺門前、井手端橋より東に当り、寺の境内に有、水足平之進、実名安方、又業元共有、強記敏捷世に並なし、名天下に振ふ、十三歳の時、父半助屏山に随ひ大坂に行、朝鮮聘使に出合ニ、唱和有航海唱酬集是ナリ三、韓客其秀方に服して、字を斯立、号は博泉と付たり四、物徂徠五、伊藤東涯六、二先生に書を贈る、徂徠の返書七は世に行はる、後不幸にして浪人し給ふ、然共其罪にはあらずハ、浪人の後に隈府の西照寺住僧招て、境内に書院を立て、博泉をかくまふ、時に伊藤仁齋九先生の門人、鶴崎の木岐全平次本正範一〇、博泉に心安故に、東涯先生博泉を京に呼登すべしと全平次に相談し、尺牘二を贈らる、全平次も同前書を贈る、時に享保十七年壬子の年也、其後博泉、傷寒三をやみて書院に日ヲ送りしに、快気の上は上京すべしと申されしか共、病日トに重く成、同年十月十二日、終に死去、時に二十六歳也三、其著述の太平策二、文章十決二五等は世上に流布す、人皆知之、作捨の詩文稀に今残れるは知人寡し、余日ゴろ集置しをば因て左にしるす、且東涯先生の尺牘、其紹述先生文集二六に脱す、此文、別而東涯先生の篤実君子たる事をしらるべき文なれば、合

て以て左に載す、及李平次文も記置

【註】

- 一 水足博泉（一七七一三）。漢学者水足屏山（一六七二七三）の子として熊本に生まれる。詩文に優れ、幼い頃より神童と呼ばれ、荻生徂徠等と交流があった。徂徠学を基調とした儒家。松田甲「水足博泉と申維翰」（『日鮮史話』五編、朝鮮総督府、一九二九年）、白石良夫「水足屏山・博泉と肥後学芸史」（『江戸時代文学誌』第五号、川島弘文社、一九八七年）参照。なお、東洋文庫本、この項「又業元共有」までで終わり、以下の博泉関連の詩文を凡て欠く。
- 二 水足屏山親子が朝鮮通信使と会見したのは、享保四（一七一九）年のこと。その時の様子は親子の側からは『航海献酬録』に記録している。また通信使側の記録では、製述官（文書の起草や、日本の文人たちとの交歓を任務とする。詩文に秀でた者が選ばれた。）として訪れた申維翰による『海游録』がある。
- 三 博泉が十三歳の時、父水足屏山に従い、大阪の鴻臚館にて、朝鮮通信使と面接した際に唱和した詩を集めたもの（熊本県立図書館「上妻文庫・二〇七」、東京都立中央図書館に存）。
- 四 『海游録』に「：一童子、年十四、面目画の如し、紙筆を操つて而して前む、手談および韻語、咄嗟にして成る。自ら言ふ。「水足氏。安方は名なり。家は北陸道千里の外に在り」と。其の父屏山なる者と偕に来る。蓋し芸を使館に鳴らさんと欲してなり。余はために頂を撫して呼んで曰く。「神童、神童」と。其の父、大いに驕ぶ。字号を命ぜんと請ふ。余謂く。「水足氏は溥博淵泉の義に応ずれば、号を博淵と曰ふ。安方とは、足踏大方の象あり。字は斯立と曰ふ、可なり」と。別に記を舛してもつて給す。」（註一白石論の訓読による。原漢文）とある。なお、後の記憶で記した文正のため、「年十四」「号を博淵と曰ふ」の部分に誤りがある。
- 五 荻生徂徠（一六六一七六）。江戸時代の儒学者。物部氏を祖とするところから「物」氏を称した。
- 六 （一七〇一七五）。江戸時代の儒学者。名は長胤、号東涯。伊藤仁斎の長男。父の学問を継承、祖述すると同時に、中国語学に多くの著述を残した。
- 七 『徂徠集』巻二十四「復水神童」、「徂徠先生学則」附録「復水神童」。
- 八 博泉の履歴に関連して「罪」に言及するのは、博泉が父の仇討ちを果たせなかったことで、周囲から非難を浴びていた事情をふまえる。註一松田・白石論文参照。
- 九 （一七三二七〇五）。江戸時代の儒学者。名は維楨、号仁斎。はじめ朱子学に傾倒したが、後これを批判して古学をたてた。
- 一〇 伊藤仁斎の門人。
- 一一 手紙。
- 一二 熱病。
- 一三 博泉の死については、註一白石論参照。
- 一四 享保十四年（一七二九）ごろ成立。隋の王通が文帝に奏上したという『太平策十二策』に擬したもの。徂徠流の政治学が根底にある。肥後文献叢書第二巻に収録。
- 一五 享保十四年（一七二九）の作。博泉の文章観を述べたもの。西田耕三「水足博泉と文章 文章入門から古文辞へ」（高田衛編『見えない世界の文学誌―江戸文学考究―』ペリカン社、一九九四年）参照。
- 一六 伊藤東涯の漢詩文集。全三十巻。巻十一には、享保十五年十月付け「答水足安方書」、同十七年二月付け「答博泉書」を収める。註一白石論参照。

【本文】

長胤頓首、致弔於吾友水君、聞足下遭曠世之禍、頓喪所天、繼有主命、罷官除祿、嗟不幸極矣、可勝言哉、夫足下之才、卓出千載、海內無比肩相上下者、而足下之禍亦千古所希有、以奇士得奇禍、亦造物者之所」為耶、然去者已不可奈何、來者猶可追、自今以往、自重千金、以全先人之業、揭諸天下、庶幾龜玉之毀、再為完物、是已、僕嘗与洛人議、足下人中麟鳳、惜身在海隅遠藩之末、薄官微祿以羈之、莫以大頭也、而今不凶為肥侯棄、雖不幸極矣、亦天意所在、僕為天下喜焉、而足下罷官之後、未聞蓬壘而行、是何濡滯、蓋重去父母之國耶、雖然、君子遲々去國者、中庸之常也、足下身受不測之禍、逢希世之變、豈可以常道處之哉、僕願足下急流勇退、絕跡於西藩、從淀河而遡北極、則僕雖貧、分家產之半、以給足下之養、縱有老母弱妹、不至飢渴充溝壑矣、豐士人木正範來学、其人質直可」任以大事、為僕說足下平生甚詳、聞足下之敗狀也、悲憤見乎色、繼值西光上人之西歸、謹修尺素、以表寸丹、去國之計、在足下熟慮之、惟千万亮察、不通

七月十五日上

博泉大儒宗案下

伊藤長胤頓首再拜

【訓読】

長胤頓首、弔（憐れみ）を吾が友水君（水足）に致す。聞く、足下、曠世の禍（世にまたとない不幸）に遭ひ、頓に（にわかに）天とするとところを喪ひ、繼いで主命有り、官を罷め祿を除かるることを。嗟、不幸極まり。勝（あ）げて言ふべけんや。夫（そ）れ、足下の才、千載に卓出し、海内に肩を比し相上下する者なし。而るに、足下の禍は、また千古希に有るところ、奇士をもつて奇禍を得（希なる才能をもつが故に思いがけぬ不幸に遭う）。また造物者の為すところならんや。然れども、去る者は已（すで）に奈何ともすべからず、來たる者は猶ほ追ふべし。今より以往、自重千金（よくよく自重し）、もつて先人の業を全くし、諸（これ）（学び得た先人の業）を天下に掲ぐれば、龜玉の毀（貴重なる龜の甲と宝玉が毀れようとも）、再び完物と為るに庶幾からん（もとに戻る見込みもある）。是れのみ（それだけのこと）。僕、嘗て洛（京都）の人と議す。足下は人中の麟鳳（麒麟・鳳凰。希有な才能の喻え）なり。惜しむらくは、身、海隅遠藩の末に在り、薄官微祿、もつて之に羈し（薄官に繋ぎ止められ、もつて大いに頭はるる莫きことを）。而るに、今、凶らずも肥侯（細川宣紀）に棄てらる。不幸極まるといへども、また天意あるところ、僕、天下のために喜ばん。而るに、足下、官を罷（や）むるののち、いまだ蓬累して（風のままに彷徨い）行る（肥後國を去ったということ）を聞かず。是れ何の濡滯ぞ（何を躊躇しているのか）。蓋し（か）父母の國を去ることを重しとするや。然（しか）りといへども、君子遅々として國を去るは中庸の常なり。足下の身、不測の禍を受け、希世の變に逢ふ。豈に常道をもつて之に処すべけんや。僕願はくは、足下、急流勇退（きつぱりと官を辞すこと）して、迹を西藩に絶ち、淀河より北極に遡らんことを（熊本藩と縁を切り、上洛せよ）。即ち、僕、貧なりといへども、家産の半ばを分ちて、もつて足下の養に給せん。たとひ老母弱妹あるとも、飢渴して溝壑に充つる（窮死すること）に至らず。豊（豊前）の士人、木（木岐）正範、來りて学ぶ。其の人、質直（真っ直ぐな性格）にして任すに大事をもつてすべし（大事を委ねるに足る人物である）。僕のために足下の平生を説くこと甚だ詳し。足下の敗狀を聞くと、悲憤して色に見し（悲憤の感情を顕し）、繼いで西光上人の西歸するに値ひ、謹んで尺素を修し（手紙をしたため）て、もつて寸丹（まごころ）を表はす。國を去るの計、足下の之を熟慮するに在り。ただ千万亮察するのみ。不通。

七月十五日、博泉大儒宗案下に上る

伊藤長胤頓首再拜

（右の訓読は、「博泉水足先生書院」項、註一白石論文に拠りつつ、菊池風土記テキストに合わせ、一

部改めた。)

【本文】

範謹修書、以吊足下大故、僕嘗聞人之難、而未聞甚於足下之難、亦嘗見人之才、而未見大於足下之才、蓋欲降大任於是人也、必先苦其心思、勞其筋骨、動心忍性、增益其所不能、甚哉天於足下、聞頃家有盜賊之難、足下執劍當賊、身蒙瘡十有六、而不至于死、則非天乎哉、然父死於賊、賊死於援、是「以肥人饒々、不以足下父子為夫也、甚者謂文人雖有才、不足共有為焉、於是乎官誅賊屍、次奪足下祿、足下以文起家者、賊以武為業者也、文臣武夫、交鋒而鬪、則其成敗豈俟今日論而定耶、足下討賊也勤矣、縱以肥人饒々、於義無恨、足下矣名削於籍、望失於人、恬然以居非笑之中而不疑、則僕為足下不取也、抑病而未能起耶、將道之有足以雪辱者耶、不然、則朝失於君、夕蓬累而去、此大丈夫進退之分也、豈累々如喪家狗、往歲足下與僕言、百工居肆、以成其事、士修業亦然、與子弟如就學于京師、逮期足下有故、不能修其言、亦離斯難、今僕在京而聞此舉、憤然怒目張胆以恨、空拳無所施、爾來每一思之、未嘗不痛憤太息、而今足「下因從居君父之地以得憐於人、不如就有知己之居而雪辱於世、僕今困乏、雖無推轂之力、幸僑居中有余地居足下、足下明斷不避嫌疑、來就于僕、欲遂夙志以共有為、足下幸富年與才、勿敢為退縮之計、果天不棄才、則奮翼澠池、亦當計日而竣也、豪傑士所共期、與小拘徒共論、請足下屏左右以熟凶焉、僕不勝感激、陳卑情以忘固陋、伏乞昭察、不備

壬子秋七月十八日 享保十七年也

呈

肥陽水先生案下

豊州木正範 頓首再拜」

【訓読】

範、謹んで書を修し、以て足下の大故を吊す（あなたの死を悼む）。僕嘗て人の難を聞けども、未だ足下の難より甚だしきは聞かず。亦た嘗て人の才を見れども、未だ足下の才より大なるを見ず。蓋し大任を是の人に降さんと欲するや、必ず先づ其の心思を苦め、其の筋骨を郎勞り、心の忍性を動かし、その能はざる所を増益す。甚だしきかな天の足下におけるや。聞くにこの頃家に盜賊の難有り、足下劍を執り賊に当たり身に瘡十有六を蒙れども、死に至らず。則ち天に非ざらんかな。然るに父賊に死し、賊援けにより死す。是を以て肥人（肥後の人々は）饒々ととして（あれこれ取り沙汰して）足下父子を以て夫と為さざるなり。甚だしきは、文人は才有りと雖も有為（大事を為すこと）を共にするに足らずと謂ふ。是に於いてか官賊の屍を誅し、次いで足下の祿を奪ふ。足下は文を以て家を起こす者、賊は武を以て業と為す者なり。文臣・武夫、鋒を交へて鬪はば、其の成敗豈に今日の論を俟ちて定まらんや。足下の賊を討つや勤、縦ひ肥人の饒々たるを以てすとも、義に於ては恨み無し。足下名は籍より削られ、望は人に失ひ、恬然として以て非笑（そしりわらう）の中に居て疑はざるは、則ち僕足下の為に取らざるなり。抑も病ひして未だ起つこと能はざるか。道の足ること有るを將て以て雪辱せんとする者か。然らずんば、則ち朝に君を失ひ、夕に蓬累して去るは、此れ大丈夫の進退の分なり。豈に累々として喪家の狗の如く（志を失って喪家の犬のようにあわれなさま）ならんや。往歲足下僕と言ふ、百工肆に居て、以て其の事を成す（もろもろの技術者はその職場においてそれぞれの仕事を完成する。論語子張篇）と。士の修業も亦た然り。子弟とともに如きて京師に就学し、期に逮びて足下に故有り、其の言を修むること能はず、亦た斯の難に離る。今僕京に在りて此

の拳を聞き、憤然として目を怒らせ胆を張りて以て恨み、空拳の施す所無し。爾来毎に一に之を思ひ、未だ嘗て痛憤太息せずんばあらず。而るに今足下君父の地に居るに従ひ以て人に憐れまるるを得んと図れども、知己の居有るに就きて世に雪辱するに如かず。僕今困乏しく、推轂の力無しと雖も、幸ひに僑居の中に余地有りて足下を居かる。足下明断して嫌疑を避けず、来りて僕に就け。夙志を遂げ以て有為を共にせんと欲す。足下、幸いに年与の才に富めり。敢て退縮の計を為す勿れ。果たして天は才を棄てず。則ち翼を濯池（趙王と秦王との会見の地。藺相如が、趙の恵文王の名譽のために秦王と渡り合った。史記廉頗藺相如列伝）に奮へ。亦た当に日を計りて俟つべきなり。豪傑の士の共に期する所、小拘の徒とともに共に論ず。請ふ、足下の左右を屏し以て熟図せんことを。僕感激に勝へず、卑情を陳べ以て固陋を忘る。伏して昭察を乞ふ。不備

壬子秋七月十八日

呈

肥陽水先生案下

豊州木正範 頓首再拜

菊池古城記一 水足斯立

肥之先侯菊池者、居隈府之城、今已墟矣、其郭溝渠尚存、夫天有日月星辰、人有忠義之節、此二者貫万古而不鎖尽者也、菊池世唱勤王之師、不為將軍屈膝、其遺烈為風雨、為雷霆、為金石、為草木、人無知愚、望而知英雄之精靈凜々、然至今不滅哉、土人語曰、菊池氏之侯裂地分城封、枝属裨將以數十、有犬牙相制之勢、而是城拋山河之形、就要害之固、卜九州之吭、以為子孫長久不拔之基、所謂用武之地、天府者也、無事則精練士卒、以養其氣、有事則攬轡長驅、以擅其勇、勝則東取阿蘇、南取益城、北取豊後、西取筑後、敗則與其精銳數十騎、逃入山谷間、山谷之間、有虎口斑蛇口者、西国之至嶮、彷彿乎蜀道之難、丹嶂青壁、錯襟紆縈、咫尺之中、前後相失、故雖有百万之兵、不可得而擒者、地勢為然、是以能伝二十五世、為名諸侯也、其亡也以時、非用兵之罪也、菊池之先、摺紳貴族、則隆始封、出守居菊池云、菊池莫知其処、或曰在深川北、爾後伝世十六、至侯武政、始營此城而居、又十世而墟矣、其間用兵力戰、不可勝計、天下無不知其為拉鬼之將也、雖然、是特介冑武弁之事、君子賤之、至侯重朝、好学建孔子廟、春秋積奠、是亦可謂盛矣、今已荒廢、及西征將軍宮城院武庫、只土人有知其地者、然菊池氏之沢入人也深、至今隈府民、語先侯時事、莫不流涕者、後之代侯者、佐々加藤雖威頃刻而亡、時君欲知深根固蒂之術者、必於是墟、余聞而偉之、遂登其墟四顧、大呼曰、英雄已没、山川如故、山川如故、亦將奈何、于嗟来古之人耶、于嗟来古之人耶、竟無答者

享保十四年冬 肥府儒臣水足業元撰

按るに博泉初の名は安方、号は出泉と申せしなれば後に業元と改名せられしと見へたり

【註】

一 「菊池古城記」、宮村典太『盤桓隨筆』卷十にあり。

【訓読】

肥の先侯菊池は、隈府の城に居す。今已に墟なれど、其の郭溝渠（城郭と堀）、尚ほ存す。夫れ天に

日月星辰有り、人に忠義の節有り。此二は万古を貫きて鎖尽せざる者なり。菊池は世に勤王を唱ふるの師にして、將軍の為に膝を屈せず。其の遺烈は風雨と為り、雷霆と為り、金石と為り、草木と為る。人知ること無ければ愚かなり。望みて英雄の精靈凛々たるを知る。然り今に至るも不滅なるかな。土人語りて曰はく、菊池氏の侯地を裂き城封を分かち、枝属裨將は数十を以てし、犬牙相制（二つの国の境がたがいに入り混じっている）の勢有りと。而して是の城山河の形に抛り、要害の固きに就き、九州の吭（かなめ）を卜し、以て子孫長久不拔の基と為す。所謂武を用ふるの地、天府の者なり。事無ければ則ち士卒を精練し、以て其の気を養ひ、事有れば則ち轡を攬りて長驅し、以て其の勇を擅にす。勝てば則ち東に阿蘇を取り、南に益城を取り、北に豊後を取り、西に筑後を取る。敗るれば則ち其の精銳数十騎とともに、逃げて山谷の間に入る。山谷の間は、虎口斑蛇口有る者なり。西国の至嶮、蜀道の難きを彷彿す。丹嶂青壁は、錯襟（まじり合う）紆縈（まといめぐる）し、咫尺の中に（すぐに）、前後相失す。故に百万の兵有りと雖も、得て擒ふるべからざるは、地勢然りと為す。是を以て能く二十五世に伝へ、名づけて諸侯と為すものなり。其の亡ぶるや時を以てし、兵を用ふるの罪にはあらざるなり。菊池の先は、摺紳貴族則隆始めて封ぜられ、守に出でて菊池に居すと云ふ。菊池は其の処を知るもの莫く、或ひは深川の北に在りと曰ふ。爾る後に世十六に伝へ、侯武政に至り、始めて此の城を営みて居す。又十世にして墟となれり。其の間に兵力を用つて戦ふこと、勝げて計ふべからず。天下に其の拉鬼の將たるを知らざるもの無し。然りと雖も、是れ特に介冑武弁の事なり。君子は之れを賤しめば、侯重朝に至りて、学を好み孔子廟を建て、春秋に積奠し、是も亦盛と謂ふべし。今已に荒廢す。西征將軍城院武庫を営むに及び、只だ土人に其の地を知る者有るのみ。然れども菊池氏の沢人に入れるや深し。今に至るも限府の民、先侯の時事を語りて、流涕せざる者莫し。後の代の侯は、佐々加藤威しと雖も頃刻して亡べり。時に君深根固蒂の術を知らんと欲すれば、必ず是の墟於りす。余聞きて之を偉とし、遂に其の墟に登りて四顧し、大いに呼びて曰はく、英雄已に没し、山川故の如し、山川故の如し、亦た將に奈何せん、ああ来古の人や、ああ来古の人やと。竟に答ふる者無し。

【本文】

題正観寺

如帯白雲鶴在松、山房時聴午時鐘、清樽有酒留仙客、重疊藤蘿十二峯」

中秋

簪纓為昨日、蘿薜又中秋、帰鳳相如瘦、臥龍諸葛愁、雪深疑屐齒、露脆乱蓬頭、明月佳如此、東門一故侯

梅影

水在梅花下、月在梅花上、夜深人不見、水月兩来往

【訓読】

正観寺に題す

白雲を帯ぶるが如し鶴松に在り、山房に時に聴く午時の鐘、清樽に酒有り仙客を留む、重ねて藤蘿を疊む十二峯

中秋

簪纓は昨日たり、蘿薜は又た中秋、帰鳳相如瘦せ、臥龍諸葛愁ふ、雪深くして履齒を疑ひ、露脆くして蓬頭を乱す、明月の佳きこと此くの如し、東門に一故侯あり

梅影

水は梅花の下に在り、月は梅花の上に在り、夜深ふかけて人見えず、水月みづづ両つながら来往す

【本文】

享保四年己亥の九月、朝鮮聘使の学士申維翰等大坂西本願寺の御坊に逗留の節、水足半助安直子」平之進安方を携対面之節、平之進、贈投之詩、并に半助の乞に因て申維翰より平之進に贈る字号説、且又其節座配の図左に記す、委は航海唱酬に出る、此事博泉幼年の時
の事なれば最初に出すべき事なれ共、後に思ひ付し故、後に追加へたり

謹奉呈朝鮮学士申先生

出泉水足安方

韓使東臨路不難、相逢萍水約金蘭、秋風千里旌旗動、夜月三山劍佩寒、煙外數峯分遠近、天辺大海湧波瀾、何思殊域玉堂客、曙鳳如今共倚欄

「奉呈書記姜先生」

隣好東西遠到誠、秋風清道雨初晴、錦帆映日來天地、玉節輝波涉海瀛、一斗杯中揮彩筆、五千里外發英名、勿言異域無相識、夜々雲涯日月明

奉呈書記成先生

尋盟千里向天東、雲浪煙濤只任風、曉日射波三島外、秋帆掛月大洋中、潮声一面琉璃碧、楓樹萬山錦繡紅、勿謂殊邦言語別、芸園更有筆頭通

奉呈書記張先生

渺茫碧海泛仙槎、修好千年自麗羅、玉節來時高意氣、牙檣過處浩煙波、已看冠蓋礼容足、定識江山詩思多、此日北風鳴雁去、鄉書萬里竟如何

奉呈申先生

修隣千古自朝鮮、帆影隨風到日辺、為問海山好詩料、滿囊珠玉幾詩篇

奉呈姜先生

遠來萬里海雲東、飛鷁暫留撰水中、逢接鷄林和氣客、秋風却似座春風

奉呈成先生

韓國豪才作遠遊、芳名先入日東流、江南明月天涯色、(24)与金剛楓樹秋五

奉呈張先生

奉使遠來韓國賢、東行跋涉幾山川、兩邦相約善隣^七 宝、館外晴雲秋氣群^七

謹次成先生辱贈^八韻兼奉謝申成兩公惠貺

詩律鳳鳴曲、却疑舞彩毛、松煙將玉版、及以似椽毫

奉和菊塘彥文惠贈韻

何幸海西一小童、結盟豪傑滿堂中、新詩薰誦秋宵月、併見菊^九籬落東

席上奉呈松浦霞沼先生

俊才海內發豪英、僻地兒童亦記名、今日相逢君莫点^{一〇}、滿林秋葉玉金鳴

字号説

己亥重陽前一日、余留大坂見水足氏童子、年十三号出泉、以刺自通曰、某名安方、好讀書
哦詩行草、願奉君子半日驩、使書所為、詩筆昂然如汗血駒、膚瑩瑩玉雪、隅座端麗、一眄
睽而可占雲霄羽毛、余為撫頂再三字之曰斯立以其有立身大方之象、更其号曰博泉、寓思博
時出之義、手書詒之、且告以無相忘、郎起拜謝曰、庶幾夙夜不敢辱命、是言俱可書

朝鮮国宣務郎秘書著作兼直大常寺申維翰題于大城使館西本願寺

右の文は水足半助の請によりて申維翰より贈ら^レれし也、水足平之進の号、以前は出泉と
申せしを、此後より博泉と改められし也

【註】

- 一 『桑韓唱和埴篋集』（享保五年刊。以下、『桑韓』と略す）には「奉」の上、に「謹」の字あり。続
く三首、同様。
- 二 「日月明」、『桑韓』では「月色明」。
- 三 「足」字、『桑韓』では「重」。
- 四 「鳴」字、『桑韓』では「鴻」。
- 五 『桑韓』句頭に「孰」字あり。
- 六 「奉」字下に、『桑韓』「呈」字有り。
- 七 「群」字、『桑韓』では「鮮」。
- 八 「贈」字、『桑韓』では「賜」。
- 九 「菊」字の下に、『桑韓』「花」字有り。
- 一〇 「天」字、『桑韓』では「默」。

【訓読】

謹んで朝鮮学士申先生に呈し奉る

出泉水足安方

韓使東臨路難からず、相ひ逢ふて萍水金蘭を約す、秋風千里旌旗動き、夜月三山劍佩寒し、煙外数峯遠
近を分ち、天辺の大海波瀾を湧す、何ぞ思はん殊域玉堂の客、曙鳳如今共に欄に倚んとは

書記姜先生に呈し奉る

隣好東西遠く誠を到す、秋風道を清めて雨初めて晴る、錦帆日に映じて天地に來り、玉節波に輝きて海

瀛を渉る、一斗杯中彩筆を揮ひ、五千里の外英名を発す、言ふこと勿かれ異域相識無しと、夜々雲涯日月明なり

書記成先生に呈し奉る

盟を尋て千里天東に向かふ、雲浪煙濤只風に任す、暁日波を射る三島の外、秋帆月を掛く大洋の中、潮声一面琉璃碧りに、楓樹万山錦繡紅なり、謂ふこと勿かれ殊邦言語別なりと、芸園更に筆頭の通ずること有り

書記張先生に呈し奉る

渺茫たる碧海仙槎を泛ぶ、修好千年麗羅よりす、玉節来る時意気高く、牙檣過る処煙波に浩たり、已に看る冠蓋礼容の足れるを、定めて識んぬ江山詩思の多きことを、此の日北風に鳴雁去る、郷書万里竟に如何」

申先生に呈し奉る

修隣千古朝鮮よりす、帆影風に随ひて日辺に到る、為に問ふ海山の好詩料、満囊の珠玉幾詩篇

姜先生に呈し奉る

遠来万里海雲の東、飛鶴暫し留まる摂水の中、逢接す鷄林和氣の客、秋風却て春風に座するに似たり

成先生に呈し奉る

韓国の豪才遠遊を作す、芳名先づ日東に入て流る、江南の明月天涯の色、(孰れ) 金剛楓樹の秋に与へん

張先生に奉る

使を奉じて遠く來たる韓国の賢、東行跋涉す幾山川、両邦相約す善隣の室、館外の晴雲秋氣鮮やかなり

謹んで成先生辱贈の韻に次して兼て申成両公の惠贖を謝し奉る

詩律鳳鳴の曲、却て疑ふ舞ひたる彩毛かと、松煙將た玉版か、及びて以て椽毫に似たり

菊塘彦文惠贈の韻に和し奉る

何の幸ぞ海西一小童、盟を結ぶ豪傑満堂の中、新詩薰誦す秋宵の月、併せ見る菊(花) 離落東

席上松浦霞沼先生に呈し奉る

俊才海内豪英を発す、僻地の兒童亦名を記す、今日相ひ逢ふに君黙する莫かれ、満林の秋葉玉金鳴る

字号の説

己亥重陽の前一日、余、大坂に留まり水足氏の童子に見ゆ。年十三、出泉と号す。刺を以て自ら通じて曰く、某、名は安方、好んで書を読み詩を哦し草を行ふ。願はくは、君子半日の驢を奉ぜしめよ、と。為す所を書かしむれば、詩筆は昂然として汗血の駒の如し。膚は瑩瑩として玉雪のごとし。隅坐して端麗、一たび眇睽して、雲霄に羽毛を占ふべし。余、為に頂を撫して再三之を字あざなして斯立と曰ふ。其の

身を大方に立つるの象有るを以てなり。其の号を更めつためて博泉と曰ふ。思ひ博くして時に出すの義を寓す。手づから書して之を誦おくる。且に告ぐるに相忘るること無からんことを以てせんとす。郎起ちて拝謝して曰く、庶幾くは夙夜敢て命を辱しめざらんことを、と。是の言俱に書すべし。朝鮮国宣務郎秘書著作兼直大常寺申維翰、大城の使館西本願寺に題す。

【本文】

奉和青泉学士舟中遠贈韻 博泉

星槎一去帝王州、上国衣冠託海流、多謝郢歌天上落、長空片月寄清愁
散跡海東隘九州、眼看波浪醉中流、桑孤好去男兒志、周歲遠遊何足愁

又疊前韻

三山逼面憶仙州、帆外天風海上流、望斷北雲人不見、悲歌對海此時愁
画裏分明山水州、扶桑賦就有余流、天涯涕淚相「思切、無限煙波万斛愁
奉味嘯軒韻

海遙帆影鏡中遷、醉後陶然水底眼、一曲高歌吟未子、風流猶憶白雲篇

菊溪復次予前日席上韻遠寄因用原韻又裁二絕

聞説青丘世有賢、宛然手采万本□川、夢中猶記人如玉、無頼狂風旭日鮮
為思黃菊對群賢、舟楫無端涉巨川、空水迢々愁不盡、夜來月色共澄鮮

水足父子と朝鮮聘使の学士と唱酬の節座次」の図左にしるす

(図省略)

【註】

一 底本、空欄は「函構えに干」のごとき字。肥後文献叢書本「山」。東洋文庫本、一連の詩なし。内閣文庫本「玉」。太宰府市文化ふれあい館市史資料室寄託大江田家本では「未」。

【訓読】

青泉学士舟中より遠贈の韻に和し奉る 博泉

星槎一たび去る帝王の州、上国の衣冠海流に託す、多謝郢歌す天上より落つるに、長空片月清愁を寄す
跡を海東に散らす九州を隘しとす、眼は波浪を看る醉中の流、桑孤好く去らん男兒の志、周歲遠遊す何ぞ愁ふるに足らん

又前韻を疊ぬ

三山面に逼りて仙州を憶ふ、帆外の天風海上の流、望み北雲に断ちて人見えず、悲歌海に對し此の時に愁ふ

画の裏分明なり山水の州、扶桑を賦し就きて余流有り、天涯に涕涙す相ひ思ひて切なり、無限の煙波万

斛の愁

咏嘯に奉る軒韻

海遙かにして帆影鏡中に遷る、酔の後陶然とす水底の眼、一曲高歌す吟じて未だ子ならず（まだあなたには及ばない、の意カ）、風流猶ほ憶ふ白雲の篇

菊溪に復た次す予前日席上の韻に遠く寄す因りて原韻を用つて又た二絶を裁す

聞説らく青丘世に賢有りと、宛然として手に采る万本ノマ川、夢中に猶ほ記す人玉の如しと、無頼狂風旭日に鮮やかに

思ひを為す黄菊群賢に対すと、舟楫端無く巨川を渉る、空水迢々として愁ひ盡きず、夜来月色共に澄みて鮮やかに

【本文】

外記屋敷

一 深葉山一内に有、市成城二主か又は城附侍の居たる所なるべし

磔場

一 神来村より三丁程南、野間口村より三丁程北に当り、畑畔に三角形に石をこずみ立て、今に作三もせざる所有、是菊池氏の代、死刑を執行ひ重罪の者は磔に懸られし跡也、又今村内赤星境の屋形口といふ所、畑畔に横五間程、竪式拾間余、作もせざる堆所有、是も菊池御代、死刑の場と申伝ふ一

【註】

一 菊池川の源流、阿蘇外輪山の北西部の山。

二 本城たる限府城を囲むように配置された支城（十八外城）の一つ（『菊池風土記』巻五参照）。『菊池郡誌』によれば、「城番年々交替し警固を嚴にし阿蘇及び豊後方面の防禦に備へたり、菊池氏没落の後、細永蔵人と云ふもの之に拠りしが、其の子又次郎の代に及び、遊獵の留守中豊後勢の為に焼かれ、弟兵十郎討死し、是より又次郎細永に転住し、其の後拠守するものなし」とされ、「城門番居住の跡」の存在も記されており、この外記屋敷と関わるか。現在はその「跡」もわからなくなっている（熊本県文化財調査報告書第30集『熊本県の中世城跡』熊本県教育委員会、昭53）。

三 耕作の意であろう。

【参考文献】

- ・ 吾妻鏡——『新訂國史大系 吾妻鏡前篇』吉川弘文館、一九三二年
- ・ 延喜式——『増補國史大系 延喜式』吉川弘文館、一九六一年
- ・ 海游録——『日本庶民生活史料集成 第二十七卷』三一書房、一九八一年

- ・翰林葫蘆集―上村觀光『五山文学全集』第四卷、思文閣出版、一九七三年
- ・菊池系図―『続群書類従(系図部)』続群書類従刊行会
- ・菊池・佐々軍記―茨木多左衛門刊本
- ・菊池風土記―『肥後文献叢書』歴史図書社
- ・菊池万句―『熊本縣史料 中世篇第四』熊本県、一九六七年
- ・系図纂要―『系図纂要』名著出版、一九七五―七七年
- ・嶋屋日記―『嶋屋日記』菊池市史編纂委員会、一九八七年
- ・常楽記―『新校群書類従(雑部)』名著刊行会
- ・先哲叢談―源了圓・前田勉訳注『先哲叢談』平凡社、一九九四年
- ・善隣国宝記―『続群書類従(雑部)』続群書類従刊行会
- ・太平記―日本古典文学大系『太平記 三』岩波書店、一九六二年
- ・島隠集―『続群書類従(文筆部)』続群書類従刊行会
- ・日本書紀通証―谷川士清『日本書紀通証』臨川書店、一九七八年
- ・肥後古記集覧―熊本市史関係資料集第4集『肥後古記集覧』熊本市、二〇〇〇年
- ・肥後国誌―森本一瑞・水島貫之(補)『肥後国誌』青潮社、一九七一年
- ・肥後地誌略―森下功・松本寿三郎編『肥後国地誌集』青潮社、一九八〇年
- ・肥後名勝略記―森下功・松本寿三郎編『肥後国地誌集』青潮社、一九八〇年
- ・本草綱目啓蒙―小野蘭山『本草綱目啓蒙』平凡社、一九九一年
- ・本朝皇胤紹運録―『新校群書類従(系譜部)』名著刊行会
- ・松やに(狂言)―大塚光信〔大藏〕『虎明能狂言集 翻刻 註解』清文堂出版、二〇〇六年
- ・明史―張廷玉撰『明史』中華書局、一九七一年
- ・酉陽雜俎―古典研究会『和刻本漢籍隨筆集 第六集』汲古書院、一九七三年
- ・和漢三才図会―寺島良安『和漢三才圖會』東京美術、一九七〇年
- ・倭名類聚抄―〔京都大学 文学部 国語学国文学研究室 編〕『諸本 倭名類聚抄』臨川書店、一九六八年
- 今村与志雄(訳注)『酉陽雜俎』平凡社、一九八〇―八一年
- 太田亮『姓氏家系大辞典』角川書店、一九六三年
- 川添昭二『日本の武将18菊池武光』人物往来社、一九六六年
- 姜在彦(訳注)『海游録 朝鮮通信使の日本紀行』平凡社、一九七四年
- 熊本県『熊本縣史料』一九六〇年～六七年
- 熊本県教育会菊池郡支会『菊池郡誌』名著出版、一九八〇年
- 玉村竹二『五山禅僧伝記集成』講談社、一九八三年
- 堤克彦『郷土史譚 第7巻』
- 中村栄孝『日鮮関係史の研究 下』吉川弘文館、一九六九年
- 花岡興輝〔近世 大名の〕『領国支配の構造』国書刊行会、一九七六年
- 松岡久人『日本の武将20大内義弘』人物往来社、一九六六年
- 松本寿三郎・板楠和子・工藤敬一・猪飼隆明『熊本県の歴史』山川出版社、一九九九年
- 南方熊楠『南方熊楠全集10』平凡社、一九七三年(〔鷲石考])
- 李進熙『李朝の通信使 江戸時代の日本と朝鮮』講談社、一九七六年
- 『熊本県の地名 日本歴史地名大系第44巻』平凡社、一九八五年

